

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第53号 2018年8月

## HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター等と共催して実施する連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2018」の第1弾として、国際法務総合センター国際棟2階国際会議場A と大阪中之島合同庁舎2階国際会議室を結んで2018年6月30日に開催した「法整備支援へのいざない」を取り上げました。

この第1弾の「法整備支援へのいざない」では、まず、法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法整備支援って何だろう？」と題する導入講義があり、引き続き、長年法制度整備支援に携わってこられた弁護士の先生から「法整備支援に携わる—中国的特色のある法制度整備支援の現場から」と題して講演がありました。続いて、「長期派遣専門家の業務と生活」のプレゼンテーションがあり、最後に、パネルディスカッション「法整備支援への携わり方とキャリアパス」で、実際に法制度整備支援に携わった経験をお持ちの専門家の方々にお話をいただきました。若手弁護士、司法修習生、学生さんを中心に約154名の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

なお、この連携企画第2弾のサマースクール（名古屋大学、8月27日及び28日実施予定）では、法整備支援を考える上での基礎理論を幅広く学ぶ機会を提供します。更に第3弾の学生シンポジウム（慶應義塾大学、12月15日（土）実施予定）では、参加者がグループに分かれ研究・報告・討論を行う機会を設けることにより、参加者が能動的にアジアの法と社会を学び、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得することが期待され、この一連の連携企画を通じて、次世代の法制度整備支援やアジア法研究の担い手たちが出会い、ネットワークを形成することが期待されるものです。

（目次）

冒頭挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長・検事 森永太郎 ..... 3

<b>第1部 「法整備支援って何だろう？」</b> .....	4
法務省法務総合研究所国際協力部法務教官・検事 小谷ゆかり	
法務省法務総合研究所国際協力部法務教官・検事 小島麻友子	
<b>第2部 基調講演</b>	
<b>法整備支援に携わるー中国の特色のある法制度整備支援の現場から</b> .....	11
中国長期派遣専門家・弁護士 白出博之	
<b>第3部 プレゼンテーション</b>	
<b>長期派遣専門家の業務と生活</b> .....	19
東京地方検察庁検事・元ラオス長期派遣専門家 須田 大	
インドネシア長期派遣専門家・裁判官出身 石神有吾	
<b>第4部 パネルディスカッション</b>	
<b>法整備支援との携わり方とキャリアパス</b> .....	29
パネリスト	
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 松嶋希会	
名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)センター長 國分典子	
独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員・弁護士 小松健太	
東京地方検察庁立川支部検事・元ラオス長期派遣専門家 中村憲一	
法務省大臣官房国際課法務専門官 渡部吉俊	
モデレーター	
法務省法務総合研究所国際協力部長・検事 森永太郎	
<b>閉会挨拶</b> 公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎 .....	51

(梅本) ご来場の皆さま、大変長らくお待たせいたしました。ただ今から「連携企画『アジアのための国際協力in 法分野2018』法整備支援へのいざない」を開会いたします。私は本日、東京会場の司会進行を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で裁判官出身の梅本友美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「法整備支援へのいざない」は名前を変えながら今回で10回目を迎えます。今回は当部が大阪から昭島の国際法務総合センターへ移転した後、初めての開催となります。本日はこの会場と大阪会場をテレビ会議システムで結び、東京と大阪の両会場から双方向で各セッションを進めてまいります。東京会場から大阪の登壇者、大阪会場から東京の登壇者へ質問することも可能です。

(福岡) 大阪会場の進行役を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で検事の福岡文恵と申します。それでは初めに、大阪会場より法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎より開会のご挨拶を申し上げます。森永部長、よろしくお願いいたします。

## 冒頭挨拶

森永太郎（法務省法務総合研究所国際協力部長・検事）

皆さん、こんにちは。お暑い中はお越しいただきありがとうございます。特に東京会場へお越しの方は、東中神駅から暑い中延々と歩いてこられて、大変だったと思います。どうもありがとうございます。開会に先立ちまして、今回の企画にご協力いただいた、特に大学等関係機関の方々に厚く御礼申し上げたいと思います。また、出演していただく方々、中には外国からわざわざ来ていただいた方もおられますので、改めて御礼申し上げたいと思います。

先ほど司会からも紹介がありましたが、この企画は回数をかなり重ねています。最初は東京の政策研究大学院大学で行い、そのときも今回の話題でもあるキャリアパスの問題が取りあげられました。当時は日本の法整備支援が始まって10年少しかったころでしたが、専門家の間でもまだ、法整備支援のキャリアパスなどというものがあるのかというような、甚だ心もとない話だったのだが、その後10年たち、最近ではその道の日本人の専門家の数もだいぶ増えてきました。

どういうルートで外国に対する、特に発展途上国の法制度整備支援に携わることがあり得るのか、おぼろげながら形作られてきたという状況だと、私自身は把握しています。

今日お見えになっている多くの学生さん、あるいは若手の法律家の方々に、最初に1点だけ申し上げておきたいことがあります。私は検事出身ですが、新任検事になって、地方に行ったり中央に来たりしているうちに役職が付いて、運が良ければ最終的にはかなり年を取ってから検事正になり、その中でさらに偉くなる人も何人か出て、検事総長というのも最終的には出てきます。

そういう種類のキャリアパスとは相当違うものであるとご認識いただきたいと思います。縦というより横に非常に幅の広い話だと認識していただければ幸いです。

今でも覚えています、最初にこの企画に来てくれた私の友人で、国連開発計画（UNDP）の職員ではないのですが、そのアドバイザーをしていたチャールズ・フィルポットという人がいますが、彼は元々開発の専門家です。幾つかの途上国で働いて、法制度がどうにもならないと、開発はどうにもならないと意識した結果、彼は急きょイギリスに戻り、そこから勉強して司法試験を通り、イギリスの法曹の資格を得てから、また途上国支援に乗り出したという非常に面白い人です。確か今はタイに住んでいると思うのですが、捕まえどころのないような人です。型にはまらない、ある意味のキャリアパスと言っているのか分かりませんがそういった道もあります。

そういう非常に幅の広い話であるということを念頭に置いて、これからのさまざまな専門家のお話を聞いて、またいろいろ討議していただきたいと思います。その1点だけお願いして、私の挨拶に代えさせていただきたいと思います。今日はよろしくお祈りします。

（福岡） ありがとうございます。それでは続いて第1部に入ります。東京会場の梅本教官、よろしくお祈りいたします。

(梅本) それでは、第1部に入ります。今日お越しの皆さまの中には、法整備支援という言葉にあまりなじみのない方もいらっしゃるかもしれません。第1部は、そうした皆さまの疑問にお答えするために、国際協力部の教官が、法整備支援とは何かについて、分かりやすく楽しく説明します。講師は国際協力部教官の小谷ゆかりと小島麻友子です。それでは、小谷教官、小島教官よろしくお願いたします。

## 第1部 「法整備支援って何だろう？」

小谷ゆかり (法務省法務総合研究所国際協力部法務教官・検事)

小島麻友子 (法務省法務総合研究所国際協力部法務教官・検事)

(小谷) 皆さん、こんにちは。大阪会場の方もこんにちは。私は法務省法務総合研究所国際協力部教官の小谷ゆかりと申します。元々は検事です。

(小島) 同じく教官の小島麻友子と申します。

(小谷) 小島さん、今日はアオザイを着ると言っていたけれど、それは何の格好ですか。

(小島) ラオスの民族衣装でシンという服です。

(小谷) ラオスの民族衣装なのですね。許しましょう。それでは今日の内容に入っていきたいと思います。今日はシンポジウム「法整備支援へのいざない」です。たつぷりと法整備支援の世界に浸ってもらえればと思います。

まずは私たち2人からのイントロダクションです。「法整備支援とは何だろう？」というところから一緒に見ていきたいと思います。

### 法整備支援とは

(小谷) 法整備支援とは、法律の整備が不十分だったり、法律があつたとしても運用がきちんとなされていない国に対して、その国が法律を作ったり、運用体制を改善したりすることの支援を行うこととされています。分かりますか。

(小島) それを聞いただけではちょっと分かりにくいですね。では実際に、法整備支援とはどういうことなのでしょう。これから見ていきましょう。

### 法整備支援の内容

(小谷) 一つ目は法律を作るための支援です。例えば、ベトナムではこれまで民法や民事訴訟法

を作るための支援が行われてきました。法律を作るための支援といっても、日本の法律をそのまま真似て作ってもらう、日本の法律を押し付けるということではありません。当たり前ですが、相手国にはそれぞれの文化や歴史的な背景があります。日本の法律を真似て作ってくださいと言っても、その法律はその国に根付きません。従って、日本の知識や経験を共有して、相手国とじっくり協議を重ねながら法律を作っていく、あくまでも相手国が主体になって法律を作る過程を支援するのが、法律を作るための支援です。

(小島) 2つ目は、法律がきちんと運用・執行されるための支援です。法律があったとしても、その法律がきちんと運用されたり執行されたりしなければ、その法律の内容は絵に描いたもちになってしまう。法律を運用したり、執行したりする機関である裁判所などに対して、法律がきちんと運用・執行されるための支援をするのです。

例えばネパールでは、今年8月に民法が施行されました。その民法が円滑に解釈されたり、適用されたりするように、条文の解釈や判例を盛り込んだ条文解説ノートを作成する支援をしています。

(小谷) 続いて三つ目は、人材育成です。法律や制度がいくらあったとしても、それを適切に運用することができる人材がいないと、法律や制度は意味が失われてしまいます。例えばラオスでは、法曹養成教育のカリキュラムの改善や確定記録を素材とした教材を作成するなど、法律家を育てるための仕組みを作る支援を行っています。

(小島) このように法整備支援は、法律を作るための支援、法律がきちんと運用・執行されるための支援、そして法律家などの人材育成の支援と、大きく三つの柱からなっています。

## 法整備支援の目的

(小谷) 続いて法整備支援がなぜ行われるのか、その目的などについて見ていきたいと思います。法整備支援は日本政府の国の重要施策の一つとされています。なぜ日本は法整備支援を行うのでしょうか。

(小島) 法整備支援の重要な意義として、人の支配ではなく、法の支配を実現するというものがあります。

(小谷) 確かに法律はその社会の基本的なルールですから大切なものです。私は小島さんからパソコンを借りていましたが、今月はきついでネットで売ってお金に替えようかな。

(小島) やめてください。というか、あなた検事ですよ。

(小谷) ここで、私が勝手に小島さんのパソコンをネットで売ってしまった場合、日本では民法や刑法などの法律があるので、私は損害賠償請求を受けたり、刑罰を受ける可能性が出てきます。このような法律や制度が整っていない国だと、小島さんは泣き寝入りになってしまいます。

(小島) 法律がきちんと整っていないと、社会的に弱い人の権利が害されてしまうことがよく分かりました。

(小谷) 法律があることで、私たちの人権が守られるということですが、法律がなければ、国が私たちの財産を勝手に没収したり、私たちを勝手に牢屋に入れたりという可能性も出てきます。人の支配や人の統治は恣意的な力が働くので、私たちの人権が危険にさらされます。これに対して法の支配は、私たちの人権が守られ、またそれによって国も安定します。法整備支援を通して、法の支配を実現することで、良い統治、グッドガバナンスにもつながっていきます。

(小島) 法整備支援は経済発展にもつながります。法律がきちんと定められなかったり、また権利が保障されないところでは、相手の人と経済的な取引をしたり、また相手の国と貿易をしようと思う人はいなくなってしまうます。そうするとその国の経済発展は望めません。このように法整備支援は経済発展のためにも重要です。

(小谷) また、経済的に発展することで、その国の投資環境の整備にもつながります。

(小島) 法整備支援には重要な意味がたくさんあることがよく分かりました。

## 実施機関等

(小谷) それでは続いて、法整備支援はどのように実施されるのかについて見ていきましょう。日本の法整備支援の多くはODAによって、主にJICAを通じて行われています。また法務省独自で行っている支援もあります。

(小島) ODAというのは政府開発援助です。つまり先進国の政府が開発途上国に対して、経済発展のために行う援助や出資のことです。また、JICAとは独立行政法人国際協力機構のことで、青年海外協力隊で有名です。

(小谷) JICAはODAの実施機関です。つまり、日本の政府が開発途上国に対して、援助のためにお金を出したり、技術協力を行ったりする際の実施機関です。

(小島) それでは、支援はどのようにして始まるのでしょうか。

(小谷) 相手国からの要請で始まります。決して日本が相手国に押しかけ、支援を押し付けると

ということではありません。相手国の自助努力を支援するものであって、決して押し付けるものであってはならないという考えに基づいています。

(小島) 実際に法整備支援に関わるのはどのような人たちなのでしょうか。

(小谷) まずはJICA 職員の方々です。JICA には専門員として弁護士の方も勤務されています。今日、大阪にいらっしゃいますパネリストの小松健太先生がそうです。また裁判官や日本弁護士連合会、弁護士の先生方、私たちが所属する法務省職員、また大学や大学の先生方などがJICA の活動に協力しています。

(小島) ここで、私たちが所属している法務省法務総合研究所国際協力部について紹介します。私たちは法整備支援の仕事をしています。私たち検事、裁判官、そして法務省や検察庁の職員が働いています。私たちの主な業務についてご紹介します。私たちは相手国の立法関係者や裁判官、検察官、弁護士の方々をお招きして行う研修の企画や運営をしています。また、現地、つまり相手の国で法律に関するセミナーなども行っています。

(小谷) 日本の法整備支援の活動の場は、日本国内だけではありません。法整備支援を実施するに当たり、支援の対象国となっているベトナムやラオスなどとやり取りを密にするために、JICA が現地にプロジェクト事務所を置いています。現地のプロジェクト事務所に裁判官、検察官、弁護士がJICA の長期専門家として派遣され、そこで働いています。法律の専門家を現地に派遣して常駐させることは、日本の法整備支援の大きな特徴です。法律の専門家を相手国に常駐させることで、相手国の政府の職員と密接にやり取りすることができ、その結果、相手国のニーズをより反映した支援を行うことができます。これは日本の法整備支援の大きな特徴です。

## 各国への法整備支援状況等

(小谷) 各国の法整備支援の状況について具体的に見ていきたいと思います。どのような国を対象にして支援が行われているのでしょうか。

(小島) ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、東ティモール、ネパール、ウズベキスタン、中国などが主な支援対象国です。

(小谷) JICA の長期専門家が派遣されている国はどこでしょう。

(小島) 長期専門家が派遣されているのは、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ネパール、中国です。ベトナムには検察官が2名、裁判官が1名、弁護士が1名派遣されています。その他の国に派遣されている専門家の人数はご覧のとおりです。

(小谷) 多いですね。それでは、それぞれの国について少し具体的に見ていきたいと思います。

最初はベトナムです。左の写真はハロン湾で、有名な観光地です。右の写真は最高人民裁判所で、日本でいう最高裁判所のことです。格好良い建物ですね。ベトナムは日本が最初に法整備支援を行った対象国です。ベトナムは社会主義国ですが、市場経済に移行する際、市場経済体制に合ったルールづくりを行う必要がありました。そのルールづくりとして民法や民事訴訟法などの法律の支援が行われました。ベトナムに対する支援は20年以上にわたって続けられ、その結果、主要な法令の整備はほぼ終わり、現在は裁判実務能力の向上に向けた支援等を行っています。現在、日本とベトナムは、新たな関係構築に向けた活動が期待されている状況です。

ベトナムに対する法整備支援の実績に対しては、多くの法曹関係者から感謝の言葉を頂いています。例えば、元司法大臣のクオンさん、司法大臣というのは日本でいう法務大臣に当たりますが、そのクオンさんは、「日本はベトナムにとって最大の支援国だ」とおっしゃっています。ベトナムを支援している国は日本だけではありません。しかし、クオンさんはこれまでの日本の支援を見て「最大の支援国だ」と言ってくさっています。その上でクオンさんは「日本の専門家は、法律が成立し、社会に定着するまで付き合ってくれる」「日本はベトナムの法律や司法を運用するための人材育成においても、非常に効率の良い協力をしてくれる」「ベトナムと日本の法・司法協力はいろいろな成果が上がっている」とおっしゃっています。このような言葉から、日本に対する信頼の厚さが伺えます。

(小島) カンボジアの有名なアンコールワットの写真です。ここも有名ですね。カンボジアに対する法整備支援は、まさにゼロからの始まりでした。1970年代、ポル・ポト政権による自国民の大量虐殺が行われました。当時の人口は500万人とも600万人ともいわれ、その際に病気や餓死などで亡くなった方も含めると、大量虐殺の被害者は100万～200万人といわれていますが、正確な人数は分かっていません。生き残った法律家はわずかでした。また、法律も散逸しているような状態でした。そこでカンボジアの要請を受け、法整備支援を実施することになりました。これまで日本が行った支援により、民法が成立し、民事訴訟法も成立しました。また、裁判官や検察官を養成する学校に対する支援を通じて、法曹の人材育成も行っています。

始審裁判所というのは日本でいう地方裁判所のようなところですが、プノンペンの始審裁判所長のタン・スライさんからは「カンボジアの法曹人材をたくさん育ててくれた。民法や民事訴訟法等が成立したことで、カンボジアの法律が信頼されるようになり、投資家が増えたと感じている」という感謝のお言葉を頂きました。

(小谷) 続いて、ラオスです。写真はタートルアンです。ラオスでは法律家の人材不足や法教育の未成熟、法解釈に一貫性がないことなどが課題となっていました。例えば、法教育といっても条文をただ暗唱するだけの方法が取られたり、適切な教材もありませんでした。そこでラオスでは、



執務参考資料の作成などを通じて、法律家の人材を育成し、その能力を強化する活動を行っています。

現在は労働法の執務参考資料の作成・普及、法学教育や法曹養成研修などの改善に向けた支援を行っています。第3部でプレゼンテーションをされる須田検事と第4部に登場される中村検事は、過去にラオスに派遣されていた長期専門家です。それぞれラオスで実際に行った支援活動の内容について詳しくお話しいただけるとと思います。特に須田さんのプレゼンテーションではすごく素敵な写真がたくさん出てきますので、楽しみにしててください。

(小島) 次にミャンマーです。2011年3月、約50年間続いた軍事政権から民政移管を遂げ、新しい政府が樹立されました。アウン・サン・スー・チーさんが民主化運動の先頭に立ち、そして長い間軟禁状態に置かれていたことは、皆さんもご承知のことと思います。

(小谷) 写真に写っているのは、本日大阪会場を担当している岩井教官ですね。

(小島) ミャンマーでは、法の支配を強化するための人材育成支援として、裁判所や検察官のための研修などを行っています。また日本の制度を参考にしつつ、知的財産に関する裁判官向けの教科書も作成しています。また調停制度の導入に向けた必要な法令の研究などの支援も行っており、こういった支援には、投資しやすい環境の整備につながるという効果もあります。第4部で小松弁護士が登場されます。

(小谷) 続いて、インドネシアです。写真はインドネシアのきれいな島の一つ、プロウスリプです。インドネシアには、多くの法律や条令などが存在しますが、その間で矛盾が多数存在していることが問題となっています。また知的財産、つまり特許や著作権などの訴訟に関して、裁判結果に一貫性がないことについても問題となっていました。

そこで現在、インドネシアに対しては、法令間の整合性を高めていくことや、知的財産を保護することを目的とした支援が実施されています。具体的には裁判官の能力向上を図るためのセミナーや、法的整合性を確保するための立法ルールの資料などを作成しています。第3部で登場される石神さんは、まさに現在、インドネシアに派遣されている長期専門家です。リアルタイムのインドネシアのお話が聞けるとと思います。

(小島) 次はウズベキスタンです。写真はサマルカンドにあるレジスタン広場で、サマルカンドブルーという独特の青色で有名な町です。ウズベキスタンは1993年に旧ソ連から独立しました。経済発展の基盤をつくるために、市場経済システムの移行に応じた法律や、不正の少ない行政手続きを整備することが必要となっています。

ウズベキスタンの法整備支援は、15年以上も前から始まっています。2003年に倒産法の改正が行

われました。その後、実務家のためのコンメンタール（解説本）を作る支援をされたのが第4 部で登場される松嶋弁護士です。現在は行政手続法の起草支援を行っており、今年、行政手続法が成立しました。

（小谷） 続いてネパールです。ネパールでは、約150 年前に成立したムルキアインという法典がありました。民法や民事訴訟法などが一体となっていたため、使いづらかったり、内容的にも国際的なルールと整合していないと言われていました。

そこでここ10 年にわたりムルキアインを解体し、個別の法律を作ろう、また内容的にも国際的な取引ルールに沿った法律を作ろうということで、立法活動がなされていました。日本はその中で民法の支援を行ってきました。民法は成立し、今年8 月に刑法などと一緒に施行されることとなっています。民法の成立は終わりましたが、今後も、民法の解釈や適用などに関する支援を続ける予定です。

（小島） 次に、中国です。写真は天安門です。中国は1990 年代に社会主義を維持しつつ、市場経済を導入しました。中国は日本に対して支援を要請してきました。中国と日本は海を隔てて隣国です。日本にとって、中国が公正な市場経済に合致した法を取り入れるということは、大変関心のあったところでした。中国に対する日本のこれまでの支援、そして現在の支援については、第2 部で白出弁護士からお話をお伺いします。

（小谷） 最後の東ティモールは、2002 年に独立を回復した非常に若い国です。今、このときの発展の仕方によって、法の支配が根付くかどうか左右されると考えられています。東ティモールに対する支援については、法案起草能力向上に関する支援や、最近では看守など刑事施設を運用する人材の育成なども行っています。

（小島） 今日の今後の予定についてご紹介します。まず第2 部は、白出弁護士から「法整備支援に携わる」というご講演を頂戴します。第3 部のプレゼンテーションでは、須田検事と石神専門家から、それぞれお話を伺います。

（小谷） 第4 部のパネルディスカッションでは、パネリストとしてウズベキスタンに派遣されていた元長期派遣専門家の松嶋弁護士、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の国分先生、JICA 国際協力専門員の小松弁護士、ラオスに派遣されていた元長期派遣専門家の中村検事、大臣官房国際課の渡部さんが登場されます。大臣官房国際課という名前は皆さん聞き慣れないかと思いますが、今年の4 月に新設された部署で、法務省における国際関係の基本的な政策の企画・立案や統合調整などを担当する部署です。パネルディスカッションではそれぞれの立場の方が、どのような業務を行っているのかにぜひ着目してお聞きください。パネルディスカッションでは、それぞれパネリストの先生方に対して質問もできますので、ぜひ積極的に参加してみてください。それでは「法整備支援って何だろう？」を終わります。この後も引き続きお楽しみください。

(梅本) いかがでしたでしょうか。法整備支援の概要について、イメージをお持ちいただけましたでしょうか。引き続き第2部に入ります。第2部は大阪会場に引き継ぎます。福岡教官、よろしくお祈りします。

(福岡) 第2部は大阪会場からお送りします。弁護士であり、現在、中国に長期派遣専門家として派遣されている白出博之弁護士から、「法整備支援に携わる—中国的特色のある法制度整備支援の現場から」と題してご講演いただきます。

白出弁護士のご経歴をご紹介します。白出弁護士は、1995年に弁護士登録をされ、消費者問題対策等の分野で活躍されるとともに、姫路獨協大学法学部では、特別教授を務めていらっしゃいました。そして2011年からは中国の法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として北京に赴任され、現在に至るまで、中国に対する法整備支援の現場で活躍されています。会場の皆さまのお手元には、レジュメを配布していますのでご参照ください。それでは白出弁護士、どうぞよろしくお願いいたします。

## 第2部 基調講演

### 法整備支援に携わる—中国的特色のある法制度整備支援の現場から

白出博之 (中国長期派遣専門家・弁護士)

ただ今ご紹介いただきました、弁護士の白出です。中国の法整備支援について話してほしいとICDさんからご提案いただいたときは、「法整備支援について弁護士として携わる」という題だったのですが、検察官や裁判官の方も専門家として赴任されている中で、弁護士としての違いがどれぐらいあるだろうか考えたときに、あまりはつきりしないと思い、「法整備に携わる—中国的特色のある法制度整備支援の現場から」という題に改めました。

前半の法整備支援の入門についてのお話の中で、中国のきれいな青空をバックにした天安門の写真が出てきました。中国は社会主義をとりながら市場経済を進めているわけですが、それは論理矛盾ではないかという見方から、それが中国的特色のある社会主義、あるいは中国的特色のある制度なのだという見方まで、非常にグラデーションがあると思います。従って、社会主義なのか共産主義なのか市場経済なのかという話をしたときに、そういうグラデーションの中で、しかもすごいスピードで全体が進んでいます。その中で、中国の法律を適用執行する行政及び司法制度、さらにその法制度自体を作る立法機関がどのように動いているのかも、短い時間ですがお話しします。

## はじめに

私は、国際協力機構 (JICA) の中国に対する法整備支援の専門家として、2011年1月から赴任しています。途中、新プロジェクトとの間が7カ月開いていますが、現在まで7年以上北京におります。JICAと日本弁護士連合会による公募手続を経て、日弁連からJICAに推薦され、その後JICAと

の間で専門家委託契約を結んで専門家になるというルートであり、これまで私は公募に3回挑戦しています。第1部でもお話があったように、JICAはODAの実施機関であり、JICA専門家は、発展途上国に対する技術協力のために派遣される人員です。

JICAの技術協力事業は、技術協力プロジェクト案件と技術協力個別案件の二つに分けられます。プロジェクト案件は、あらかじめ日本と対象国との間でフレームワークや予測される成果等を文書(R/D)で定めてプロジェクトを実施していきます。従って、目指す目標を初めにはっきり決めて、2〜3年間で行います。第1フェーズが終わったがまだ課題があるという場合には、第2フェーズ、第3フェーズと続くこともあります。もう一つの技術協力個別案件は、R/Dをはっきり定めるのではなく、ややふわっとしたイメージでの総合的な支援です。

私がこのプロジェクトに参加した2011年段階では、中国の立法機関の立法ニーズが、緊急性や必要性等について激しく変わることがあり、臨機応変な対応が求められました。従って、3年前に作ったR/D文書での目標では実態に合わなくなることもあり、それに対応するために技術協力個別案件という形で進められました。

私が現在担当しているプロジェクト案件はさらにその進化形であり、支援ニーズもどんどん変わるので、毎年1回、カウンターパートである全国人大法工委との間で合同調整委員会(JCC)を開いて、今年度の対象法令を2〜3本ずつ決定し、1年間その法律の起草支援等を行っており、それを2014年から毎年繰り返しています。従って、支援対象法の量と範囲が増え、作業スピードも上がっているというのが現プロジェクトの特徴です。

私が中国法整備支援専門家に挑戦した動機、所属先、経歴をよく聞かれます。私は弁護士ですが、渉外事務所に所属している弁護士ではありません。平成7年に大阪弁護士会に登録して、一般の民商事事件を中心とした法律事務所の弁護士です。取扱事件としては消費者法分野での活動が多いのですが、姫路獨協大学で特別教授をしていた際に中国語を始めました。第二外国語はフランス語で、中国語を習ったことはなかったのですが、私の授業には中国からの留学生が複数おり、彼らをきちんと指導したいと思い、2008年から中国語の勉強を始めたのです。皆さんもご存知の魯迅先生が、医学を志して(旧)東北大で学んだ際に、藤野先生の丁寧な指導を受けた話は有名ですが、藤野先生ほどやれるかどうかは別として、中国語で指導したいというのがきっかけでした。

私が初めて中国に行ったのは2009年です。日本弁護士連合会は中国の弁護士協会である中華全国律師協会と協定を結んで2年に1度シンポジウムを開催しており、2009年は「日中倒産法比較シンポジウム」でした。私は大学で民事手続法、民事実体法、消費者法、及びそれらを組み合わせた債権回収の授業などを担当しており、テーマがちょうど破産法だったのでそれに参加しましたが、そこでの中国側弁護士との議論が非常に面白かったのです。私はその時点で約1年間中国語を学んでいましたが、同シンポを経て、もっと専門的に中国語と中国法を勉強したいと考えました。そこ

から1年間さらに勉強を続けていたところ、2010年7月に弁護士会メーリングリストで、たまたまJICAプロジェクトの専門家公募情報を目にしました。当時は、法整備支援に関する今日のような催しに出たことはありませんでした。現在では日弁連やJICA等の国際活動に興味のある方々のために様々な研修や登録制度がとても充実していますが、私の場合は偶然であり、本当にタイミングが良かったということです。

上述のように既に中国語を2年間勉強していたこと、大学で教えていた民事訴訟法および民事関連法については、中国の立法支援もできるのではないかと思ひ、日弁連の公募手続に挑戦したものです。私は公募に3回挑戦していますが、2回目は2014年です。2012年秋頃にはご存じの通り日中関係が非常に悪化していました。しかし、現場の全国人大法工委の人たちが日本側と口を聞かなくなった等ということは全くなく、協力関係は継続しており、2012年8月末に新民訴法ができた後も消費者権益保護法や行政訴訟法等改正の準備を進めていました。もっとも、あの当時、報道されていることは悪い面ばかりであり、同様に中国国内では日本の正しい情報が報じられていませんでした。せっかく日中間の架け橋としてやっているのに、非常に残念な状況にあり、日中関係が悪くなったことに非常に心を痛めたというのが、2014年に2回目の挑戦をした大きな動機です。

そして現プロジェクトでは、去年延長され、中国民法典編纂および特許法改正の支援を継続しています。実は、中国にはまだ民法典がないため、統一した民法典を完成するためのプロジェクト延長です。現在はばらばらのパーツに関する単行法であり、しかもかなり古くて隙間もあり、新しい取引や類型の事象に対応できないので、2020年を目標に統一が目指されています。これほど面白く、やりがいのあるテーマは他にないと思ったのが去年11月で、3回目の公募にチャレンジしたものです。

よくある質問ですが、中国法整備支援専門家に必要な基礎的能力、対策は何か。JICAのホームページに、国際協力に関わる者としての必要な能力が六つほど掲載されています。それ以外に中国プロジェクトの専門家として必要な能力が四つあることを指摘しておきます。すなわち、①日本語、②日本法、③中国法、④中国語に関する能力であり、専門家として業務をする上で、この四つを日々伸ばし続けなければいけません。これはどの国で支援をする場合も同様ですが、非常に重要なものだと思います。2011年に初めて北京に赴任した際、手痛い洗礼を受けました。それに関する対策、特に言語対策等についてはレジメに参考文献を挙げています。また、我が国の法整備支援全般に関する情報で、容易にアクセスでき、最も権威があり、一番まとまっているものは「ICD NEWS」です。ICDの関連URLからバックナンバーの全てを一覧できるので、興味ご関心のある方はぜひ確認してください。

なお、皆さんはそもそも中国に対してどのような理解、あるいはどのようなイメージをお持ちでしょうか。「中国に行くなんて絶対に反対、危ないところでしょ」というのが7年前の家族の反応でした。爆発する携帯、危ない食品、偽物やPM2.5汚染、反日デモまでもある。そこで生活する

こと自体、大丈夫なのかという見方です。特に日本での中国批判本や報道の仕ぶりから、このような偏ったマイナスのイメージをお持ちかもしれません。しかし、何事も百聞は一見にしかずで、法律家としては、まず正しく事実を認識したうえで、正しく対応する必要があるのではないのでしょうか。もちろん、その実態は現地に行って初めて分かることの方が多いのですが、そのような際立った社会問題の解決に関わることができることも、中国法整備支援の魅力だと考えます。

## 中国法整備支援の概況について

「中国5000年の歴史」とは言いますが、中華人民共和国は1949年10月1日に成立した国です。これまで何回か重要な憲法改正をしています。今年も憲法改正がありましたが、1999年の憲法改正時に「依法治国（法に基づく国家統治）を實行し、社会主義法治国家を建設」という条項が入りました。要するに、法に基づくガバナンスを徹底するという規定であり、これをベースに具体的な法制度および行政、司法を改革していくこと、また2010年をめぐりに「中国の特色のある社会主義法律体系の形成」が国家目標とされていました。

日本の対中ODAの経緯について、レジュメで岡田先生の論文を挙げましたが、改革開放支援の一つとして、2004年から「経済法・企業法プロジェクト」を開始し、中国の商務部に、会社法、証券法、企業破産法、独占禁止法、市場流通関連法規の支援をしました。

次に、現在のカウンターパート機関である全国人大常委会法制工作委员会に対する法整備支援が2007年から始まりました。当時は三大訴訟法の刑事、民事、行政訴訟を全てリニューアルすることが立法目標でした。その中で、改革開放という中国における市場経済に向けて必要なものとして、「民事訴訟法および仲裁法改善プロジェクト」が開始され、前任の住田尚之弁護士が長期専門家として赴任されていました。この経緯等の詳細は、レジュメにある法整備支援20周年の本『世界を変える日本式「法づくり」』に記載されていますので、当時の関係者の取り組み等についてはそちらをご覧ください。

中国の立法機関、立法手続、立法計画については、中国の憲法および2000年にできた立法法に規定されています。中国の立法機関、すなわち国会に相当するのが全国人民代表大会です。毎年3月に全国から約3000人の代表が北京で一堂に会して約2週間、国政の重要事項を報告し、協議・決定します。もっとも、年に1度、2週間だけで国政の重要事項、立法事項に対応できるのかという問題がありますので、実際には全国人民代表大会常務委員会が重要な役割を果たしています。常設機関である常務委員会会議は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に行われ、そこで重要な法律（基本法律）について検討されますが、實際上、中国における最高の意思決定機関的なものとして全国人大常務委員会が作用しています。そして、その中には法律草案等を調整するプレ審議等を行う法律委員会があり、さらに基礎的な調査や起草準備作業等を担当するのが法制工作委员会です。

現在、中国の全国人大及び常務委員会が作った「法律」は約260本しかありません。2年ほど前の

日本の有効な法律は約1900程です。国民の権利・自由などの重要事項については、最高機関の制定した法律によらなければなりません。かかる観点からすると、中国の「法律」は量的にも質的にもまだまだ不十分であり、これが現在の具体的な立法の状況なのです。

私は2011年から赴任したのですが、前フェーズにおいて中国側の立法ニーズが目まぐるしく変化した経験を踏まえ、「民事訴訟法及び民事関連法」という形でストライクゾーンをあらかじめ広げて、個別案件という形でプロジェクトが実施されました。2012年8月に新民事訴訟法ができ、2013年10月には消費者権益保護法の改正が決定されました。民事関連法として、当初は「民法総則」を対象とするという話だったので、法工委のスタッフとひざを突き合わせて、民法総則について議論しなければならないと考え、かなりの準備をして赴任したのですが、1年後に中国側は「民法総則ではなく、相続法をやる」ということで、ここでも手痛い洗礼を受けました。

北京は秋田と同じ緯度であり、上海は鹿児島と同じぐらいです。北京はかなり北の方にあり、しかも内陸なので、私が行ったとき最高気温は0℃で最低が-13℃でした。卵から生まれた雛が初めて見たものを親と思うように、もともと北京はこういうところだと納得していました。しかし容易に納得できないこともあり、これは他国の法整備支援とは異なった「中国的特色のある専門家業務体制」に関する点です。赴任当初、他国の法整備支援と同様に、法工委に入りボアソナードのように頑張ると期待に胸を膨らませておりましたが、そのような執務体制は拒絶されてしまったのです。つまり、全国人大常務委員会は中国の中枢機関として、人民解放軍が常時警備しているところですが、「新中国ができてから六十数年の間、どのような外国人もここに常駐したことはありません。とても残念ですが」と。こうして法工委内部での共働という「ボアソナードの夢」はかないませんでした。他国の法整備支援と同様の執務体制がとれないことの反面で、中国プロジェクトの現場でどのような工夫をしているのかについては、レジメに詳細に記載しておりますので、そちらもご参照ください。

2012年春には新しく国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」が採択され、その業務を兼任することになりました。大学時代の民法ゼミで公害訴訟を取り扱って以来の環境保護ということで、とても勇気が要りましたが、「迷ったらやってみる」「頼まれたことはやる」という信念に基づき、これも担当させていただきました。レジメに記載したように、具体的には環境保護法、行政訴訟法、食品安全法、大気污染防治法、教育三法など、非常に現代型の課題や、民生の保障ニーズへと世界が広がりました。

2012年秋には反日デモが起きました。8月30日に新民訴法が成立し、その直後にはプロジェクトで国際シンポジウムを開催するなど、日中関係はとても順調だったのですが、9月7日から反日デモが続きました。日中間の国際協力に携わる者として非常に心を痛めた時期でしたが、自分の身を守るということについても意識させられた時期でした。しかし、そのような状況下でも法工委は、政治状況とは関係なく非常に協力的であり、実務的には淡々と作業を続けていました。また、2013年の年初にはPM2.5汚染問題が発生して、急きょ環境保護法改正が最優先課題とされましたが、対中

ODA タスクフォースということで、JICA 中国事務所と環境関連プロジェクト、大使館及び環境省の方々と協力体制を組むことにより何とか対応できました。

2014 年開始の現プロジェクトについて3 点指摘します。まず、全国人大法工委だけではなく、法の執行をし、行政法規を制定する国務院、さらに司法解釈を制定する最高人民法院の関係者も訪日研修や現地セミナーに参加されています。法律自体はどうしても抽象的ですが、行政法規や司法解釈という形で具体化される場面に対しても、日本法の知見を提供するために、そういった方面にも積極的にアプローチしているのが特徴です。

次に、先ほども申し上げたように、プロジェクト支援対象法を毎年2~3 本ずつ決定していますが、そのプロセスが特徴的です。中国では中期立法計画を5 年分、70 本程を決定し、その中からさらに年次立法計画として毎年12~13 本が決定されますが、これに対して日本側からミシュラン方式で優先順位を示して積極的に提案して対象法を決めるというプロセスが確立しています。レジメに記載した2013 年「法制度整備支援の基本方針（改訂版）」では、中国に関する法整備支援に関する基本的スタンスが示されており、具体的には「日本企業の活動の円滑化と法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のため」という観点から協力を続けていくものです。従って、中国側の意向に基づく立法計画だけではなく、中国で活動する日本企業にとってのメリットも戦略的に考慮する。このような観点からの対象法の選択プロセスです。

現プロジェクトでは、コストシェアを実施しており、中国側にも一定の費用負担をしてもらっている点も特徴です。

## 小括

最後に、「日本は中国と今後どう付き合っていけばいいのでしょうか。あなたは専門家として具体的にどうしていくのか」。これは2010 年に中国語会話も含めて、日弁連での約1 時間の専門家公募面接試験の最後の質問です。どう答えたのかははっきり覚えていませんが、非常に大事な、難しい問題です。そこで、私は、日々現地で仕事をし、困ったときは必ずこの問題に立ち戻って考える原点にしています。さらに抽象的に言えば、それぞれの問題解決については、それは一体何のためなのか、誰のためなのか実質的によく考えて、決定し、調整等を心がけています。特に、ものすごいスピードで発展している中国社会の諸課題を必死で追いかけてながら、他方では心を痛める事態の発生することもあります。それぞれの場面で、この原点に立ち帰るとするのが実際です。時間を過ぎて申し訳ありませんが、必要と思われる基本情報と参考資料はレジメに盛り込んでいますので、そちらをご参照ください。

この報告が、法整備支援あるいは世界各国の法律、世界から見た日本の法律について考えていくことの一助となれば幸いです。どうもありがとうございました。



## 質疑応答

(福岡) 白出専門家、どうもありがとうございます。日中間の架け橋として尽力されている白出専門家の熱い思いが伝わってまいりました。大阪会場からお一方、質問を受け付けたいと思います。

(大学教員) 大変興味深いお話をありがとうございました。最近の憲法改正の関連で、法整備業務に影響というか、今後、何か関係があるかどうかという見通しがありましたらお話しいただければと思います。

(白出) ご質問ありがとうございます。中国の憲法改正は非常に唐突でした。ただ、これについては前振りがあったのです。

まず2014年10月の共産党第18期四中全会において「法に基づく国家統治を全面的に推進する若干の重大問題に関する決定」が打ち出されました。これは党の一つの政策決定ですが、全国人大の機能とは、中国共産党の政策を国の政策に転換する機械のようなものだという方もおります。中国の憲法上、党は、憲法、国家権力、あるいは公民をリードする機関ですので、党が決めた一定の政策や方針が、立法機関による法制度、さらには行政機関、司法機関を含めてリードするのは明らかです。2014年の四中全会決定により、憲法を核心とした中国的特色ある社会主義法治体系の構築、社会主義法治国家の構築が全面的に打ち出されました。

それとの関係で、立法面では重点分野立法の対応を強化すること、行政面では何よりも法治政府の建設と法執行を厳格化すること、そして司法面では司法の公正と透明性の確保を中心とした司法改革を進めることが、既に2014年から打ち出されていました。そして、これらの課題を今回の憲法改正では、習近平の新時代中国的特色ある社会主義法律体系という概念に含ませたものと理解できます。

さらに、つい最近も行政機関を再編し、法に基づく行政を徹底することが提起されています。これは既に4年前から出されていた方針が、今回の憲法改正をもって確認され、さらに加速しているという位置付けで理解できます。ただ、注意しなければいけないことは、新憲法に関する解説がまだ詳細には示されていません。党の政策が全国人大を通じて具体的法制度に転換されていくのですが、その過程でいろいろな人がいろいろな意見を出してきます。何が新時代の新しい法治体系なのかについて、決して明確には定義されていないのですが、周りがいろいろなことを発言していく中で、それが具体的制度にこれから変わっていくという傾向が、これまで中国にはありましたが、今回も同様だと考えます。今回の目玉として国家監察委員会が、憲法改正の中では大きくクローズアップされていますが、法整備支援との関係では、「憲法を核心とした」という部分に関連して、立法・行政・司法ともにさらに加速して今までの方向性で進められていくという位置付けだと感じます。

(福岡) 白出専門家、ありがとうございます。東京会場からも質問を受け付けたいと思います。東京会場、いかがでしょうか。

(梅本) 東京会場です。東京会場からお一方、質問を受け付けたいと思います。ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞよろしくお願いたします。

(弁理士) 大変なご努力に敬服いたします。非常にプリミティブな質問で恐縮ですが、中国で言う法の支配とは、われわれが認識している法の支配という考え方と、中国の考え方とはだいぶ違うのではないかと思います。Rule of law というのが本当の意味の、われわれが認識している法の支配なのですが、rule by law、法による人の支配というのが中国の法の支配なのではないかと思います。実務をやってみて、この辺はどのようにお感じになりますか。共産党一党独裁で、裁判所が全人代に属しているという状態を見て、実務的にはどのような違いが出てくるのかお伺いしたいと思います。

(白出) ご質問ありがとうございます。まさに第18 期四中全会決定の関係で、憲法を核心とした中国的特色のある社会主義法治体系の構築、法に基づく国家統治と、「法治」という概念が多用されています。中国社会主義核心価値観12 項の中の一つが「法治」ですが、北京市内にはそのモニュメントや看板が多数あり、そこには「rule of law」という英語訳が付けられています。つまり、自分たちの「法治」という概念を「rule of law」と訳しているのですが、英米やヨーロッパ、日本から見ると、本当に「rule of law」なのかという疑問はもっともだと思います。

特に「法の支配」というときには、その「法」の内容は正しくなければならず、人権保障の観点と密接に結び付いたものでなければならないはずですが、中国では人権保障などという言葉は、西側国家が自分たちの足を引っ張る道具に過ぎないという言い方が実際にされていました。もちろん中国の憲法には基本権保障という枠組み以外に、人権規定もありますが、中国はまだ発展途上国だから、人権規定を徹底して実現する段階にはまだない、あるいはそれを段階的に進めているのだという説明が一般的によくされます。ただ、憲法の基本権規定や人権規定に裁判規範性があるのかというと、それに基づいて救われたとされる例はわずかしきありません。従って、これは先生ご指摘のように、人権がないのであれば、法の支配といっても形式的であり「rule by law」ではないかという見方ももっともだと思います。しかし、中国当局は、自分たちも「rule of law」であり、それは「中国的特色のある法治」であり、自分たちのできる段階でやっているという説明です。

数年前、中国の大学講義で言うてはいけない七つのキーワード（七不講）という話が日本でも報道されました。この禁止キーワードの中には、人権、民主、裁判所の独立などもありましたが、国家の政策・方針として「憲法を核心とした法に基づく国家統治を全面的に進める」と宣言した以上、もちろん「法治」を推進しなければならず、現状では人権や法の支配という言葉自体は全くOK のようです。つい1 カ月ほど前に広州・華東師範大学における行政機構改革シンポジウムに市橋先生、

本多先生と一緒に参加させていただいたところ、国際シンポジウムなので西側諸国からも先生方が参加され、中国が「法治」と言う以上は、本来の「法の支配」の観点からはかくあるべしとの報告が多数なされていましたが、中国側からの反対意見は全くありませんでした。ただ、現在の中国の国情との関係で、実現できるのはどの段階なのかを考えながら進めていきたい、というスタンスのようでした。

私たち日本も新憲法になってからは「法の支配」だと言えば、本家・元祖のアメリカやイギリスからすれば、いやそれは「The Japanese rule of law」だと指摘されるでしょう。もちろん我が国の法の支配は誇れる内容なのにはありますが。おそらく中国側としても「The Chinese rule of law」のつもりで「中国的特色のある」という形容詞を付けているのだと思います。そして、そのような観点からすれば、過去の問題点や現状から速断するのではなく、なお中国に対する法整備支援の具体的な課題として、さらに前向きに捉え、じっくりと慎重に進めるべきだと考えます。

(梅本) 東京会場の質問は以上です。

(福岡) 大阪会場です。白出専門家にお聞きしたいことは山ほどございますが、時間の関係からこれで第2部基調講演を終了いたします。白出専門家、どうもありがとうございました。皆さま、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。

(梅本) それでは、ただいまから、第3部に入ります。第3部は、「長期派遣専門家の業務と生活」と題して、お二人からプレゼンテーションをしていただきます。

まず、最初は、現在東京地方検察庁検事であり、本年3月まで長期派遣専門家としてラオスで法整備支援の現場で活躍された須田大検事からお話をいただきます。

ここで、須田検事のご経歴をご紹介します。須田検事は、2002年に検事に任官され、松江地検、千葉地検、東京地検立川支部等で勤務された後、2013年から法務総合研究所国際協力部教官、そして2015年6月から、ラオスの法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として、ビエンチャンで勤務されていました。

それでは、須田検事、よろしく願いいたします。

### 第3部 プレゼンテーション 長期派遣専門家の業務と生活

須田 大 (東京地方検察庁検事・元ラオス長期派遣専門家)

石神有吾 (インドネシア長期派遣専門家・裁判官出身)

(須田) ご紹介にあずかりました須田です。よろしくお願ひします。パワーポイントに従ってお話ししたいと思います。前半が非常にまじめな話で、私が準備したものはくだけ過ぎているかもしれませんが、そこはご容赦ください。

## 経歴

ご紹介いただいたとおり、私は元々検察官で、派遣されたのは2015年6月からでした。それまで十数年、地方の検察庁や東京等で勤務した後、JICAの専門家としてラオスに行き、派遣機関は約2年9カ月間でした。その前段ではアジア極東犯罪防止研究所の国際研修に参加し、派遣前の2年3カ月間は国際協力部でラオス、ベトナム、東ティモールの法整備支援の国内サポートを担当していました。

## ラオス人民民主共和国

ラオスはインドシナ半島の真ん中にあります。面積は24万km<sup>2</sup>で、日本の本州と同じぐらいです。外務省の発表によると、人口は約649万人ですが、世界銀行の調査によると、現在はもう少し増えているようです。首都はビエンチャンで、民族はラオ族を含む約49民族いるといわれています。言語はラオス語で、宗教はほとんどの方が仏教です。上の写真はラオスのタートルアンという仏塔で、一昨年450周年を迎えました。てっぺんに何キロかの純金が備え付けられているようです。下の写真は凱旋門のパトゥーサイという勝利の門です。ビエンチャンの目抜き通りに設置されていて、観光客が上に登って眺望を楽しんでいます。

ラオスと言えばメコン川だと思ひますが、左側の写真はメコン沿いの風景を上から鳥瞰したものです。右側の写真はバーシーという精霊信仰で、おはらいをする儀式です。祭壇を設けて、祝詞のようなものをあげて祝ったり祈禱したりする儀式をやることがよくあります。

## 法律人材育成強化プロジェクト概要

私が現地で担当していたのは、法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2です。これは今年の7月にいったん終了しますが、その長期専門家の一員として行きました。カウンターパート機関は司法省、裁判所、検察院、ラオス国立大学の四つです。プロジェクト目標は人材育成です。支援分野としては、民法典の起草、民事分野や刑事分野の参考資料の作成、また法曹の育成プロセスの改善です。

実施体制は、ラオス現地で動いているところと日本国内から支援しているところの二つに分かれます。長期専門家は日本から派遣され、ラオス現地でワーキンググループのメンバーとの共同作業を行います。ワーキンググループには各カウンターパート機関から中枢人材が派遣されています。どんな職場環境だったかという、私が行っていたプロジェクトオフィスは、日本でいう検察庁に

なると思いますが、最高人民検察院の研修所の一角をオフィスとして提供してもらっていました。

右側の写真が研修所の一角です。1階のスペースを入っていくと執務室のドアがあります。イメージ写真を撮るためにプロのカメラマンさんに撮ってもらったので非常にきれいに撮れていますが、細長い縦長のオフィスです。一部が会議スペースで、残りが専門家やスタッフが使うスペースです。これは会議スペースを使っているときのイメージですが、写っているのは専門家とスタッフで、ディベートをすとしたらこういう感じではないかという様子を写真にしたものです。

これは個別のオフィスのスペースです。それぞれがパソコンをしつらえた席に座って仕事をしています。右側は集合写真です。スタッフや専門家の誕生日には、ケーキを買ってきて誕生日会を楽しんでいました。

既に写真に出てきましたが、一緒に仕事をしていたメンバーは、日本人の専門家が4~5名、ラオス人のスタッフが4~5名という所帯で動いています。グループごとにプロジェクトの活動のコーディネーターをする人が3~4名と、経理担当のスタッフがいます。スタッフはラオス人ですが、英語か日本語が使えるバイリンガルの人材で、特に日本語が使えるラオス人は日本の大学で学んだ経験があり、非常に優秀です。私が2年9カ月働いた実感では、プロジェクトはやはりチームプレーです。専門家が一人ではりばり頑張ってもプロジェクトは動きません。他の専門家やスタッフと共同して協力して進めていくことが大事だと痛感しました。従って、専門家として重要な資質の一つは、バランス感覚や人と一緒に働く上での洞察力ではないかと思います。

### 専門家としての仕事内容

私は、チーフアドバイザーという立場で行きましたので、プロジェクトの総括の仕事をするかわら、サブワーキンググループをつくってラオス側の人たちを巻き込んで活動していました。二つのワーキンググループを担当し、一つは教育研修改善という、法曹の育成プロセスを改善していくことを目指すグループと、もう一つは刑事法のサブワーキンググループで、刑事の実務改善に向けて執務参考資料を作っていました。こちらは、個別のグループ活動ではなく、プロジェクト全体のマネジメントについて話し合う会議をプロジェクトオフィスで行っている写真です。

多くはラオス国内で活動しているのですが、ビエンチャンのオフィスやカウンターパートのある一室を借りたり、または車で2時間ほど離れた所で活動したりしていました。この写真は、私が担当していた教育研修改善のグループがビエンチャンで協議している風景です。右側は私が後ろの方に立って、ホワイトボードで何かを説明しようとしています。常に専門家がリードして何かをインプットするというのが活動の本分ではなく、実際には左側の写真にあるように、メンバーが議論し、専門家は議論の軌道がずれないように側方支援しながら、ラオス側のメンバーが主体的に物事を進めていくことを引っ張っていくというスタイルでやっていました。

次は、ビエンチャンから車で2時間ほど移動したところにある郊外型の合宿形式での集中協議の状況です。左の写真では、議長を担当しているラオス人のメンバーが議事進行をしていて、私は端の方にいます。議論はラオス側のメンバーが主に進めて、私はその議論が間違った方向に行きそうになったとき、あるいは意見を求められたときにサポートします。右の写真は、教育研修改善のサブワーキンググループが集中協議しているところです。ラオスでは教材を作成しているという紹介があったと思いますが、裁判で確定した記録を使って教材を作る活動をしていました。その中で刑事手続が法にのっとってなされているかどうかを記録を見ながら確かめる作業が必要となり、その作業フローを専門家が書いて、条文ごとに一つ一つ物事が順番に動いているかをチェックする作業を、メンバーと一緒にやっている写真です。写っているのは現在派遣されている伊藤専門家です。このような形の共同作業で活動していました。

現地セミナーも一つの支援手法として採用しています。大学の先生や実務家の先生方に、集中的にインプットしていただきました。写真の中央には松尾先生も写っていますが、先生方に頻繁に来ていただいて、われわれ現地の専門家の活動をサポートしていただいています。

## 専門家のライフスタイル

専門家のライフスタイルとして、例えばすごく忙しい時期の専門家の1カ月を示しますと、いろいろなところに訪問したり、集中合宿に参加したり、ワーキンググループ活動があったりで週3~4日は埋まり、お客さまが来られるときには、週末も仕事になることもありました。

ビエンチャンでの典型的な1日は、6時ぐらいに起きて、7時半ごろに娘と一緒に車で出掛け、娘を学校に送ってから出勤し、仕事をした後、6時過ぎぐらいには家に着いているという、非常に人間的な生活をしていました。今とはだいぶ違う感じです。

リトリートという集中合宿は、日本では味わえないような生活でした。朝から会議がスタートするのですが、10時ぐらいにコーヒブレイクがあり、お茶菓子を食べながらラオスのメンバーたちと談笑します。また1時間ほど協議した後にランチで、お昼休みを終えた後に1時間半協議してコーヒブレイク、また再開して遅くても5時ぐらいに終了ということで、食べてばかりいるリトリートでした。ものを食べながら話しているうちに、人間関係がどんどん深まっていくという効果もあり、リトリートでの集中協議は非常に楽しい、実りの多い活動でした。

そういう活動をしながら成果物が出来上がりました。ラオスのメンバーが作ったものですが、左は2010年から2014年までに作った民事法、民事手続法、刑事手続法に関するフローチャートや解説本などです。右側は2014年以降に作ったもので、赤い本は刑事関係の手続について、特に捜査段階に光を当てたQ&Aブックで、後ろにあるのが民事・刑事の模擬事件記録です。

プライベートもすごく充実していました。ラオスの人はサッカーが好きなので、リトリートに行くとアフターファイブはサッカーをしたり、結婚式に頻繁に呼ばれるので、結婚式に参加したり、も

ちろん飲み会が結構あって、いろいろな方と盃を交わしました。私は妻と娘の3人で赴任しましたが、娘の学校行事に参加して、一緒に餅つきをやったり、ルアンパバーンという観光地に行って楽しんだりもしました。

このように非常に楽しい生活を2年9カ月送り、ビエンチャンの空港では多くの方にお見送りいただき3月末に帰ってきました。このような感じの生活を送っていました。ご清聴、ありがとうございました。

(梅本) 須田検事、ありがとうございました。多彩な写真を交えてご紹介いただき、ビエンチャンでの専門家の生活に、皆さまも思いをはせられたことと思います。続きまして、現在インドネシアに長期派遣専門家としてご滞在中で、今回、一時帰国いただきました裁判官出身の石神有吾専門家からお話させていただきます。石神専門家は、2007年に裁判官に任官し、東京地方裁判所の知的財産権部や神戸地方裁判所姫路支部、知的財産高等裁判所等に勤務された他、2013年にアメリカのサザンメソジスト大学に客員研究員として留学された経験をお持ちです。2017年10月よりインドネシアの法整備支援プロジェクトの長期専門家として派遣され、現在は法整備支援の現場でご活躍中です。それでは石神専門家、よろしくお願いいたします。

(石神) ご紹介にあずかりました石神です。よろしくお願いいたします。

私は現在、インドネシアに派遣されています。そこに行くまでの経歴は、先ほどご紹介いただいたとおりです。

## インドネシア・新規プロジェクトの概要

インドネシアの新規プロジェクトでは、裁判官出身者、特許庁出身者、検察官出身者の3人の専門家が、それぞれ三つの機関をカウンターパートにしています。三つのプロジェクトを一つにまとめたようなプロジェクトですが、目的は、知的財産についてきちんとした法律を作り、きちんと運用できるようにすることです。

法的整合性を向上させるということですが、日本で普通に法律を学んでいると、法的整合性が取れていないというのはどういうことか理解しづらいかもしれません。例えば、税関での輸入差し止めです。インドネシアには、知的財産を侵害する物品を水際で差し止める制度があります。

法律では商標と著作権を侵害していると差し止められると書いてありますが、政令では知的財産を侵害していれば何でも、特許でも意匠でも差し止められると書いてあります。政令とどちらが上なのかは微妙ですが、最高裁判所の規則には、やはり商標と著作権だけだと書いてあります。

そのように、特許や意匠などを差し止められるのかどうか法令を読んでもよく分からない状況を法的整合性が取れていない状況と考え、それを少しずつ直していくというのがプロジェクトの目的です。

また、私は裁判官の研修をしたり、知的財産についての研修のカリキュラムを作ったり、裁判官が執務に使えるような判例集をまとめたりしています。

## 業務内容

スタッフの構成は、長期専門家が3名、会計やセミナー会場の手配などを調整してくれる業務調整員が2名、インドネシア人スタッフが3名です。インドネシア人スタッフの3名とも英語は堪能ですが、日本語はあまりできません。私は最高裁判所内にオフィスをもらえなかったため、プロジェクトで借り上げた共同オフィスで勤務しています。他の2人の長期専門家は、それぞれの機関にオフィスをもらえたため、中心的にはそちらで実務をして、ときどき共同オフィスに顔を出すという状況で仕事をしています。

例として4月23日から1週間の日常業務を取り上げました。月曜日は、オフィスで、5月15日に行った、JCCという年間計画を話し合ったり、この1年間の成果を発表したりする会議の資料作りと、5月16日に行った知財に関するセミナーの資料作り、翌日（4月24日）のミーティングの準備、7月にやる予定だった本邦研修の日程調整などをしていました。火曜日は、最高裁で、判例集を作るためのミーティング、また、本邦研修の延期を決定しました。水曜日は、オフィスで、またセミナーの資料作りとJCCの資料作りです。木曜日は、最高裁に行って、JCCの資料の検討をし、最高裁側からいろいろ意見をもらったり、あとインドネシアの会計年度は1月～12月なので、来年の予算のことを4月ぐらいには話し合っておかなければいけないということで、予算に関するミーティングを行いました。金曜日は、また1日オフィスで、JCCの資料について、最高裁からの意見を反映させる作業をしていました。

須田専門家は、カウンターパートにかなり任せて進んでいるというお話だったかと思いますが、残念ながらインドネシアはまだそういう状況にはなっていません。組織的な対応があまりできていません。熱心に協力してくれる裁判官と私の2人でいろいろ決めたり作業したりする状況になってしまっています。今後はもっと組織的に物事を進めていけるようになることが課題ではないかと思っています。

終日オフィスにいる場合のスケジュールは、5時半ぐらいに起きて、6時半に家を出て、7時にオフィスに着くという感じです。ただ、勤務時間自体は8時～4時半です。早く行くようにしているのは、別に忙しいからではなく、渋滞が非常に激しいので、8時に着くためには7時ぐらいには家を出なければいけません。朝早く出れば10～15分で着くところが、少し遅くなると1時間ぐらいかかってしまうので、早めに家を出るという生活をしています。右下の写真はバスから撮った渋滞の様子ですが、日常的にある風景です。

それから、非日常的業務として、インドネシアの人が日本に来て研修する本邦研修が年に1～2回



あります。また、現地で行うセミナーを平均月1回ぐらいの割合で行っています。首都のジャカルタだけでなく、出張して地方の裁判官を相手にセミナーを行うこともよくあります。

セミナーの内容は非常に初歩的なものです。実際に私がセミナーで使っている資料の一部ですが、Aさんは小説を書いて、それを印刷して本を作りました。本の所有権は誰のものですか。Aさんのものです。著作権は誰のものですか。これもAさんのものです。この後、Aさんは書いた本をBさんに売りました。所有権はどうなりますか。著作権はどうなりますかという話を続けていきます。知財法を勉強されたことがあれば、簡単に分かると思いますが、このぐらいの内容がちょうどいいとされるレベル感ということですよ。

## インドネシアの課題

インドネシアの裁判官と話をしていると、法律家としての感覚は結構似ていると思うところが多いです。例えば、同じものを同じに扱うとか、結構理屈っぽい話が好きな人が多いです。ただ、理論面の発展の乏しさが挙げられると思います。そのために、結局は直感的な価値判断で結論を決めているのではないかと思います。また、暗記重視で、知識を応用するという発想が乏しいと感じます。

それから、インドネシア裁判所は国会と警察と並んで汚職がひどい三大機関の一つに挙げられているそうです。

また、計画性が乏しく、前後の文脈やこれまで積み上げてきたものとは関係なく、思い付きで意見を言うところがあります。

## 日本の法曹として

インドネシアに行って感じたこと、あるいはアメリカに留学したときに感じたことも含まれますが、日本の法学教育、法曹のレベルは結構高いのではないかと思います。理論体系がしっかりしているし、要件事実という考え方は、何を判断しなければいけないかがよく整理できる非常に優れた考え方だと思います。判決も整理されていると思います。今のプロジェクトで判例集を作っていて、日本の判例も翻訳してインドネシア側に紹介していますが、非常に整理されていて読みやすく、問題提起、規範定立、当てはめがしっかりしているというところに、インドネシア側は感動していました。インドネシアの判決はかなり長いです。日本の判決より長いのですが、例えば20ページある判決だと、15~16ページが主張ページ、結論が1ページあるかないか、主文や訴訟費用の話が3ページぐらいと、ほとんどが主張ページで、しかも当事者の主張をコピー&ペーストしただけのような判決です。なので、日本の判決を紹介したところ、非常に参考になる、勉強になると喜んでもらえました。日本には豊富な文献もあります。実務家、学者それぞれがしっかり仕事をしているということだと思います。

ここから先は日本の法曹としてというより、日本人としてということかもしれませんが、インドネシアの人は日本に対する憧れや信頼がかなりあるので、私のような若い人が行って、いろいろ偉そうなことを言っても結構聞いてもらえます。先ほど思い付きばかりで計画性が乏しいという話をしましたが、日本人はきちんと計画して話を進めていこうとするので、時として摩擦にもなりますが、必要な能力ではないかと思います。

## 生活環境

私は妻と一緒に住んでいます。高層マンションに住んでいて、35階建ての30階です。右上の写真は部屋から町並みを撮ったものです。これだけを見るとすごくいいところに住んでいると思うかもしれませんが、残念ながらトラブルも多いです。雨漏りで壁紙が剥がれてきたり、電球が落ちてきたりしました。かなりきれいなマンションに見えるのですが、トラブルがない人は聞いたことがないというぐらいです。私が住んでいるマンションがということではなく、インドネシアに住む以上これは仕方ないと思った方がいいと思います。

ジャカルタは大都市で、東京に次いで世界第2位の人口集中度という話を聞いたことがあります。渋滞がひどくて、歩道があまり整備されていない上に、歩道があったとしてもバイクが突っ込んでくるので、徒歩や自転車での移動は困難で、なかなか外を出歩けないところがストレスになっています。

食事は甘いのか、辛いのか、甘辛いのか、あと揚げ物ばかりで野菜不足になるので、健康には注意しなければいけません。一方でフルーツはおいしいです。

良い点や面白い点として、まずインドネシアでは時間的な余裕が結構あります。先ほど、人間的な生活を送れているという話もありましたが、インドネシアも本当にそのとおりでいいと思います。また、インドネシア人に物事を教える以上、自分が勉強しなければいけないので、日本法を勉強し直すきっかけになっています。それから、文化の違いが非常に面白いと思います。インドネシアにもおやつタイムがあります。コーヒブレイクを必ず入れます。セミナーの時間配分をどうするかというときも、おやつタイムをどこに入れるかは重要議題の一つで、入れなかったことはありません。写真撮影タイムもあります。写真好きというのもあるのですが、その会議に出席したことの証明にもなります。会議に出ると手当がもらえるのですが、実際には手当だけもらって受けずに帰ってしまうことがあるので、証明写真にするようです。

苦勞する点は、日程変更や欠席が続発することです。本当なら明後日から本邦研修が実施され、それに合わせて私もインドネシアからこちらに来ている予定だったのですが、いろいろあって本邦研修は中止になってしまいました。あとインドネシア側で準備してもらわなければいけない予算がなかなか確保されません。自分自身の問題として、語学力については、インドネシア語は全くできませんし、英語もおぼつかないので、コミュニケーションがなかなか取れなくて苦勞しています。体

調管理も注意しなければいけません。そういう苦労はありながらも、面白い点の方が結構大きいのではないかと、私としては思っているところです。ご清聴ありがとうございました。

## 質疑応答

(梅本) 石神専門家、ありがとうございました。裁判所での経験を生かしながら活動されている様子や、滞在中ならではの実情やお悩みなども出てきて、大変興味深く伺いました。それでは、会場の皆さまから、須田検事と石神専門家へのご質問を頂きたいと思います。まずは東京会場から質問を受け付けます。

(大学教員) 須田検事にお伺いします。私の専門は法律ではなく比較文化です。2000年ごろに経済政策支援という案件で、短期専門家として何度もラオスに派遣されたことがあるのですが、そのときにラオス語の曖昧さも含めて、法律用語が大事だと思いました。当時は法律がひどい状態だったので、法令整備を先にした方がいいのではないかと提案したのですが、あまり関心を持たれませんでした。実際に法の整備が始まったということで、関心を持って拝聴していました。法律用語を確定していく上でいろいろご苦労があったと思いますが、それについてお聞かせいただければと思います。

(須田) ご質問ありがとうございます。今、ご指摘いただいたところが、法整備支援の活動で困難さを感じるころの大きな一つの要因です。今、弁護士が主体になり、ラオスの民法典の起草活動をサポートしていますが、その分野において顕著に表れてくるのが法律用語をどう使っていくか、何を当てはめていくかということだと思います。既存の法律を解釈するときにも、そういう問題は非常に多く出てきます。私は検事なので、主に刑事手続について、ラオスのメンバーと議論することが多かったのですが、同じ言葉を同じ法律の中で同じように解釈しないという状況が出てきたりしました。法律の文章をどのように解釈するかということについては、われわれ日本人だと一定のルールがあることを前提として話をするのですが、それがまちまちであることが頻繁に起きる状況でした。そこで法整備支援のプロジェクトの中では、同じ言葉は同じように解釈しないと、みんなが理解に苦しむのではないかとか、法律のでき方にさかのぼって考えていくと、この言葉はこのように解釈するのが適当なのではないかというようなことを提案し、議論しながら、なるべくそちらの方に導いていけるように日々努力していますし、まだその活動の途中なのではないかと考えています。

(梅本) 東京会場から、もしご質問のある方がいらっしゃればあとお一方、受け付けたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(学部生) 貴重なお話をありがとうございます。須田さんに質問です。とても楽しそうな2年9カ月のお話を伺いましたが、一番大変だったことを教えてください。

(須田) ご質問ありがとうございます。お察しのとおり、楽しんでばかりいたかもしれません。先ほど石神さんがおっしゃったように、言葉の面の苦労が非常に多かったように思います。私自身、英語の能力もラオス語の能力も大したことはなかったのですが、その部分で非常に苦労しました。とはいえ、法整備支援のプロジェクトの専門家として行くと、向こう側も私の言いたいことを理解しようとしてくれますし、こちらでも理解してもらいたいという、お互いの姿勢がマッチングしているので、言葉を超えた理解が醸成されていくこともままあり、困難を感じながら進めていくことも振り返ってみると幸せのような、そんな2年9カ月でした。ということで、楽しんでばかりで申し訳ありません。

(梅本) 東京会場からは以上です。大阪会場に回します。

(福岡) 大阪会場です。それでは、大阪会場から石神専門家にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。挙手をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(司法修習生) お話をありがとうございました。インドネシアでは汚職が問題になっているというお話がありました。法整備支援の中で汚職に対する対応策を何かやっていたら教えていただきたいと思います。

(石神) ご質問ありがとうございます。プロジェクトとしては、汚職に対する対策はやっていません。このプロジェクトは知的財産に関するもので、今度、1週間ぐらいの研修をするのですが、裁判官倫理のコマが入っています。1週間以上の研修では必ず裁判官倫理を入れることになっているようです。私はそこにはノータッチですが、そのぐらい汚職を防止しなければいけないという意識は高いのだと思います。

(福岡) ありがとうございます。大阪会場からもうお一方、どなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは大阪会場からは以上です。東京にお戻します。

(梅本) 以上で第3部のプレゼンテーションを終了します。須田検事、石神専門家、ありがとうございました。改めてお二方に拍手をお願いいたします。

## 第4部 パネルディスカッション

### 法整備支援との携わり方とキャリアパス

#### パネリスト

松嶋希会（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士）

國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長）

小松健太（独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士）

中村憲一（東京地方検察庁立川支部検事・元ラオス長期派遣専門家）

渡部吉俊（法務省大臣官房国際課法務専門官）

#### モデレーター

森永太郎（法務省法務総合研究所国際協力部長・検事）

（森永） 今回のメインテーマは、法整備支援にどのような関わり方ができるのか、そのキャリアパスは一体どうなっているのかということですが、冒頭にも申し上げたとおり、少なくとも私の認識では、現在まだこれといったものが確立されているわけではなく、逆に非常に横幅が広い、いろいろな可能性があるのだということをもまず申し上げておきたいと思います。こうでないと関われないということはありませんし、逆にこういうステップを踏んだら必ず関われるということでもありません。例えば、法整備支援をやりたいと思って司法試験を受けて検察官になったとしても、必ず国際協力部に来られるという保障はありません。ただ、逆に言えば、それだけ可能性はいくらでもあるのだと認識していただきたいのです。

そこで、今回は鋭意よりすぐりの、やや変わった経歴をお持ちの方々をパネリストとしてそろえさせていただきました。最初に、そもそもどういう形で法整備支援と名の付く活動に関わるようになったのか。足を突っ込んだのか、はまってしまったのか、ごく簡単にお一人ずつにご紹介をお願いしたいと思います。順番としては、東京側のパネリストの國分先生が、名古屋の法政国際教育協力研究センター（CALE）のご紹介もかねてお話しいただきますので、まずはトップバッターとして國分先生からお願いします。

#### パネリスト自己紹介

（國分） 名古屋の法政国際教育協力研究センター（Center for Asian Legal Exchange : CALE）の國分と申します。法整備支援に関する直接的な活動として、私たちの大学では、海外に八つの拠点を設けて、そこで協力支援を行い、また研究活動もしているのですが、その中でも特に六つの拠点で法学教育の支援を行っています。各地の法学系の学部のある大学の中にセンターを設けて、日本語による日本法の教育支援を実施しています。それぞれの国に、非常勤・常勤の先生方がいて、現地で採用する先生もいれば日本から派遣する先生もいます。日本から2人ないし1人を送っていただき、日本語と日本法の先生を1人ずつ送る、あるいは日本語の先生を1人だけ送るというようなことでやっております。現在、日本法を教える先生を送っている拠点は、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ハノイです。

なぜそのようなことをしているかという、日本はそもそも自分たちも法整備支援を受けた国であり、欧米法を継受したという歴史を持っていて、固有法と継受法を合わせたハイブリッドな法構造を持つに至った国であるということが背景にあります。ですから、日本法を勉強するという事は、日本法だけを学ぶのではなくて、外国のことを学ぶことにもなります。また、われわれ日本人は学問的にも比較法の研究を従来から盛んにしてきた経験があります。そういう意味で日本は、法学教育を今申し上げたような国々で行っていくに当たって、一つ勉強するに足る国なのではないかと考えている次第です。

それをなぜ日本語で勉強してもらおうのかという、本格的に日本の法を勉強してもらおうとなると、英語の資料だけでは足りないのと、法律用語は非常に難解ですし、厳格に考えなくてはいけないので、翻訳語ではなくて、本当に日本で使っている意味を分かってもらうためにも日本語の教育が必要であると考えているからです。

そうしたことを通じて、比較法的な勉強をして自分の国の法を見つめ直すことによって、母国の法を客観的に見ることのできる人材を育成しつつ、現地の人々と私たちも交流して、自分たちも学んで協力関係を築いていきたいと考えているわけです。先ほど申しました日本法の各地のセンターに派遣する講師というのは、時々募集もしていますので、ぜひご関心のある方はお申し出いただきたいと思っております。

(森永) 國分先生、ありがとうございます。私もこのCALE の日本法センターの卒業生は何人も知っておりますが、皆恐ろしいぐらい日本語でちゃんとした論文を書きます。こういう人たちが徐々にこの法整備支援の世界の人材になっていただいているし、先方国の発展にも寄与していただいているのを目の当たりにしております。こういった方々を育てる仕事に就くことも非常に大きな法整備支援への関わり方ではないかと思っております。

続きまして、東京へ映像を移します。腹立つぐらいロシア語がうまいという松嶋希会先生、お願いします。

(松嶋) ただいまご紹介いただきました松嶋希会と申します。1年前に日本の弁護士に復帰しております。私は弁護士として法整備支援に従事しましたが、法整備支援をやりたかったというより、そもそも弁護士になる前にロシアや中央アジア、シルクロードの仕事をしたいと思ひまして、専門性を付けるために法律を選んだという経緯があります。私はウズベキスタンの現地専門家でしたが、先に地域に対する興味が大きくありました。弁護士になった2001年頃に弁護士としてロシアや中央アジアの仕事で食っていけるわけではなかったので、当時はロシアに直接仕事を探していこうと考えていました。ただし、将来海外に出るにしても日本の弁護士としての実務経験はとにかく積んでいけといろいろな先輩から言われたので、まずは、ロシアとは関係ない事務所で働いていました。

その後、やはりロシアなどビジネスでは難しいなというときに、法整備支援でウズベキスタンの可能性がないか探していたところ、たまたまウズベキスタンで、しかも私が仕事をしていて倒産法という分野でJICA プロジェクトがあるということで興味を持ちました。弁護士がJICA 法整備支援プロジェクトの専門家になる場合、日弁連が公募をして専門家になりますが、ウズベキスタンのプロジェクトは専門家を公募して現地に派遣するような大きいプロジェクトではなかったため、JICA の専門家養成個人研修を利用して日本での活動に参加しました。専門家養成個人研修は、自分でこういう研修をやりたいと企画書を策定し、研修先も自分で見つけてきてJICA に応募するものです。当時そのJICA プロジェクトは法務省法務総合研究所国際協力部が扱っており、国際協力部を研修先として9 ヶ月間ウズベキスタンの倒産法のプロジェクトに関与させてくれという内容で応募してJICA に採択されました。研修の途中で、研修後に現地で専門家としてプロジェクトに参加し続けられないかとの話がでてきて、専門家になりました。日弁連の公募という一般のルートとは違う形で専門家になりました。

その後、プロジェクトが終わって、2008 年にロシアに移りまして、2010 年から2017 年までロシアで働いて、ロシアをベースにロシア、中央アジアや他のCIS 諸国の仕事をしておりました。簡単に経歴を申しますとそういうことになります。以上です。

(森永) 松嶋先生、ありがとうございました。ウズベキスタンでだいぶ倒産法の関係で活躍されて大変だったと思いますが、その後、ロシアはモスクワのコンサル会社で働いておられたそうです。

続きまして、JICA の専門員をやっておられます小松先生です。専門はミャンマーとセネガル。

(小松) こんにちは、小松と申します。私の経歴はお配りしていたレジュメのとおりですが、法整備支援という分野に興味を持ったきっかけは、大きく分けて三つあります。

一つは、元々子どものときから外国で働きたいとか国際的な仕事をしたいと思っていて、外交官になりたいという夢もあったので、まずそれが一番です。

もう一つが、ソニーで働いていたときに著作権に関することをやっていたので、そこで、その当時、著作権を保護する規格を決める会議をいろいろな会社を含めてやっていたのですが、そこでアメリカの弁護士が出てきていろいろ格好いいことを言うわけですね。弁護士がルールメイキングに参加しているのを見て、日本でそういうことはあまりないので、格好いいなと思ったということがあります。

三つ目は、留学をした後、JICA がやっている法整備支援に関する能力強化研修したことです。毎年8 月に1 週間ほどかけて行われる、法整備支援とは何か、具体的にどういうことをしているかという研修なのですが、それまでは法整備支援の話全然知らなかったのですが、そこで初めて知って、法律という専門性を生かしながら国際協力もできる、何と素晴らしい世界があるのだと思って

この分野に入ってきました。

それで専門家としてミャンマーに3年半いて、生活自体は先ほど須田さんや石神さんがお話しされたようなことをやっています、今は東京に戻ってきて、国際協力専門員をしています。これはインハウスアドバイザーで、JICA の職員に対してアドバイスなどを行っています。

(森永) ありがとうございます。それでは、あとのお二人はどちらかというとならぬということになりましたが、中村検事、お願いします。

(中村) 検事の中村です。検事として21年目になります。検事の仕事というと捜査・公判というイメージを皆さんお持ちだと思いますが、私もどっぷりそこに浸かって、10年間ぐらいはほとんど国際というものとは関係なく、当時は府中の方であったアジ研で1カ月半ほど国際研修を受けた以外は国際的な仕事には全く関わっていない状況でした。

今回お声掛けいただいたのは、恐らく私が国際協力部（ICD）で行われた国際協力人材育成研修の第1期生で、当時、国際協力部にいらした森永部長の引率でベトナム現地に連れて行っていただいて、そこでベトナム側のカウンターパートとの企画の打ち合わせなどを見て、自分もそのような仕事をしてみたいという希望を持ち、その後ICDの教官になり、ラオスの長期派遣専門家になったという経緯をたどったからだと思います。先ほどの須田検事の発表は、私自身非常に楽しくというか、懐かしくというか、拝見しておりました。以上です。

(森永) 中村検事、ありがとうございます。今、中村検事の言っていた研修は、実はICDで秋ごろ、大体いつも11月ごろなのですが、法務省職員や検察官の若手人材を発掘しようという目的の下で、5～6名を募集して、国際協力部の教官が引率してベトナムやラオス、カンボジアの現地に行って、若干活動をしてみるというお試し法整備支援的な研修があり、それを指しているわけです。その第1期生が中村検事で、私が連れて行って、ベトナムの検察院でさんざん酔っ払ったのを覚えています。

続いて法務省大臣官房国際課の渡部さん、お願いします。

(渡部) ありがとうございます。法務省大臣官房国際課の渡部と申します。最初に少しご紹介いただきましたが、官房国際課はこの4月に新設された部署です。上川陽子法務大臣の下、「司法外交」を推進するための司令塔組織として発足したのですが、少なくとも今のご時世で組織が新設されるのはかなり珍しいことですので、この法務分野で国際化の波が来ている、ニーズが高まっているというのは確実に言えることだろうと思っています。

他方で、私のキャリアパスについては、森永部長が確たるキャリアパスはないと最初におっしゃいましたが、法務省に入った当時はもちろん国際課ができるなどとは思っていませんでしたし、その前は法務総合研究所国際協力部で3年間教官をしていましたが、そこに入れるとも思っておりませ



んでした。入省後、さまざまな部署で行政官としての経験を蓄積する中で、国際協力部が発行しているICD NEWS という広報誌を目にしたたり、国際研修に参加する機会を得たりして、ある程度法制度整備支援への関心は持っていたところ、3年間国際協力部教官として法制度整備支援に携わることができまして、さらにその経緯を買われたのか、この4月から国際課の方で仕事をさせていただいているという状況です。

## 専門家として身に付けておくべきこと

(森永) ありがとうございます。それでは次のテーマに参りたいと思いますが、実際にその仕事に就かれて、こんなことを知っていたから得したとか、こんな能力があったから仕事をしている上で助かった、あるいはこんな勉強していて良かったということがあれば、一言ずつ。逆に、これを知らなかったからひどく苦労したとか、ひどく損したとか、そういうのがありましたらお一人ずつごく簡単にご紹介いただきたいのですが、これは大阪から行きましょうか。小松先生、どうぞ。

(小松) 法整備の現場というのは、結構瞬発力が求められるものだと思います。向こうから突然聞かれた質問に対してちゃんと答えられるかどうか。それほど難しい質問ではないこともあるし、すごく難しい質問もあるのですが、そこでちゃんとうまく答えられるかどうかは非常に重要で、そのために何を勉強すればいいのかと考えると、やはり基本なのではないかと思うのです。基礎的な民法の考え方、刑法の考え方、訴訟法の考え方、手続保障の考え方、人権保障の考え方、その基本を押さえておくことが一番求められていることなのではないかと思いました。もちろん語学ができたり、最先端の法律を知っていたりということも、もちろん役には立ちますが、その分野は現地専門家として駐在した場合は外にお願いすることができるのです。大学の先生も弁護士の先生もいますから、そういうことはできるので、基本をおろそかにせずきちんと勉強することなのではないかと思います。

(森永) ありがとうございます。私もそれはそう思います。私などは口からでまかせで何とか対応していますが、それでも基本的なバックグラウンドがないと……。一番大事なのは大体の見当が付くということなのです。向こうが聞いていることについて、正確には分からないけれども、大体こんなところだろうと押さえていけば、あとは割と何とかかなると思いませんか、渡部さん。

(渡部) 専門家でなくても、ある程度の知識があれば、勘所をつかむことができると思います。公務員は一般にジェネラリストですので、法制度整備支援を実施するに当たって必要な細かい専門知識や法律実務に関しては、同僚であった検事や、一緒に仕事させていただいた弁護士や学者の先生方に伺いながら、実務をこなしていました。他方で、行政官である自分が経験してきた役所的業務、つまり国会関係とか法令起草といった業務については、国際協力部という組織の中では比較的自分に強みがあり、ある程度貢献できたのではないかと思います。したがって、常に結果論ではあるのですが、時々いろいろなニーズの中で、これだったら自分が貢献できるというものを常

にストックしておく、組織の中で同じ強みを持つ人は意外と少なかったりする、貢献するチャンスが回ってくるということだと思います。

(森永) ありがとうございます。実際、皆さんはまだあまりお分かりにならないかもしれませんが、法整備支援というのは先方の国の機関を相手にすることが多いです。そうすると、実はビューロークラシーを知っているというのが結構大事だったりするので、その点も心に留めておいていただきたいと思います。東京、いかがでしょう。こんなことを知っていたら助かったとか、これを知らなかったから損したとか、困ったというのはありませんでしょうか。中村検事から行きましょう。

(中村) これを知っていてよかったと言えるかどうか分からないのですが、日本の専門家の派遣というのはある程度経験年数を積んでから行くということで、私自身も十数年検事としての経験を持って行ったのですが、例えば普及セミナーなどで地方に行ったときに、捜査に関する話をする中で、自分の経験を踏まえて話をすると、聞き手側には検察官もいれば、警察官もいればという中で、非常に興味を持って話を聞いてくれますので、やはりある程度の実務の経験を持って行くということは役に立つのかなと感じておりました。

小松先生もおっしゃっていたように、学問的なところに関しては、やはり実務家は比較法的な観点がありませんが、日本の大学の先生方は大陸法的な発想も英米法的な知識もあり、どちらかに軸を置いていらっしゃる先生が多いかとは思いますが、両方の観点をお持ちなので、先生方のアドバイスを頂くことで乗り切れていたというか、大変助けていただいたと考えております。以上です。

(森永) ありがとうございます。まさに中村検事の言うとおりでして、われわれ実務家は、私も含めて理屈の方はいまいち危なげなところがあるものですから、実は学者、研究者の方々とお知り合いになれることは非常に大きな財産ですし、そういうネットワークをどれだけ広く持っているかというのは強みの一つになるのではないかと思います。今後とも一つよろしくお願ひします。國分先生、いかがでしょう。

(國分) 恐れ入ります。こちらこそ今後ともよろしくお願ひします。私は研究面ではあまり法整備支援と関係ないところをやっている、自分自身が何か困ったり・・・ということではあまり直接のお話ができないのですが、一つ言えるのは、教育支援ですので、現地の教育がどのようにされているかという問題です。私たちの教育の対象である現地の学生さんたちは非常に有名な現地のトップ大学の能力の高い人たちなのですが、やはり私たちとは違う、先ほどのラオスのお話で出てきたように、ただ情報を暗記するだけの教育を受けてきた人たちなので、その人たちに日本の法学とはどういうものなのかを教えていく、法解釈とはこういうものなのだということを教える、そのあたりが一番のポイントであり、苦勞するところなのかなと、これは私自身というよりも、現地の講師の人たちが苦勞しているところと聞いております。

(森永) ありがとうございます。そうなのですよね。いろいろ教育の面でも難しいところはたくさんあると思うのですが、教育に限らず、いろいろな面での法整備支援で、自分自身、こんなことを知っていないとまずいなと思うところとか、これを覚えておいてよかったなというところがあると思います。松嶋希会先生、もちろんロシア語の知識は以前からおありになったわけですね。

(松嶋) はい。ウズベキスタンの倒産法のプロジェクトは、使用言語が日本語とロシア語だけで英語は一切介さないということもあり、ロシア語を知っていたという点は大きかったです。現地専門家は1人でプロジェクトを動かしているわけではなくて、日本に倒産法の専門家、研究者、実務家、裁判官が集まった作業部会がありました。そもそもウズベキスタン法に関しては英語文献がなく、ロシア語文献が少しあるのみだったので、ロシア法の資料が一番重要で、ウズベク側作業部会と日本側作業部会でロシアの法律を勉強しました。その際、私は、ロシア法とロシア語の知識をインプットするという役目でした。ロシア語を理解していたので、後から入れてもらったということもあるので、ロシア語を知っていてよかったと思っています。

ただ一方で、実務経験の話をされていましたが、専門家には、通常10年ほどの実務経験が要請されますが、私は2年ほどの実務経験で専門家になり、その際に実務家経験がないことで苦勞するよと言われました。実務では、倒産事件を専門にしていたので、2年でも倒産事件についての経験はあった方ですが、やはり実務経験が少ないというのはつらかったなというのが本当のところですね。

(森永) ありがとうございます。でも松嶋さんは管財人を一度務められてから行ったのですよね。

(松嶋) 倒産事件ばかりやる事務所だったので、2年間はひたすら倒産案件をやってはいましたが、ただ、弁護士としては2年しか働いていなかったもので、弁護士としての実務経験は少ないです。

(森永) ありがとうございます。いろいろと多分これから法整備支援に関わりたい、やってみたいという方は、自分にどんな知識が必要なのか不安に思われたり、迷われたりすると思うのですが、何とかなるものです。あまり無責任なことを言うてはいけませんが、やはり重要だと思うのは、何か一つ自分に売りがあることと、基本的なところがしっかりしていること、この二つがあれば何とかなるのかなという感じはしております。

## 次世代へのアドバイス

(森永) 今日はなぜこんなに急ぐかという、できるだけご質問を受けたいと思っているからなのですが、最後に3問目というか第3項目として、それぞれパネリストの方々に、本日、東京・大阪に集まっただいただいているこれからの世代の方々に、何らかのアドバイスを頂きたいと思います。こんなつもりでやってちょうだい、あるいはこんないいことがあるよといった話を、手短で結構ですので、一つご助言を頂きたいと思います。今度は東京を先に行きましょうか。当初の順番に戻ります。國分先生、何か若い人たちに対するアドバイスがありましたらお願いいたします。

(國分) 私たちがやっていることを先ほどお話ししたのですが、基本はこちらから何か教えるとか与えるということではなくて、教育としては比較法的な知見を持って、自分の国の法を客観的に見て、批判できるような人材をつくるということを私たちは考えています。それはまさに自分たちに跳ね返ってくることであります。私たちはどちらかという日頃、研究者としては欧米の法を中心に研究して、それがいいと思っている、それを受け継いだ日本もある程度それに追随する形で発展しているのではないかと考えているのですが、法整備支援対象国の人たちと話をすると、自分たち日本のこういうところはおかしいのではないとか、いろいろ気付くところが多いし、足りない点が非常によく分かってきます。その意味で、法整備支援に関わるというのは自分を見つめ直す非常によい機会であり、同時に日本法を見つめ直す機会だとも思っています。

この点で私としては、皆さんにはアジアのことや、アジア以外でもアフリカなどでも結構ですが、そういう、従来の法学が対象としてきた欧米以外の広い範囲のことに関心を持っていただきたい。それをもって自分を見つめ直す機会にさせていただきたいと思っています。以上です。

(森永) ありがとうございます。続きまして松嶋先生、何かワンポイントアドバイスの的なものはありますか。

(松嶋) 法整備支援に興味があるといったときに、どういう立場でやりたいのかという点が重要だと思います。私の場合はこの地域が好きだということでやっています。開発援助ということに興味があるのであれば、JICA のインハウスになるということもありますし、法曹実務家として現地でいろいろと突っ込んだ話をしたいとなると、日本での実務経験がやはり重要になります。JICA に入るようでしたら、もっと広い目で国際協力の理解が必要です。私のように地域を絞るとなると、語学ができることは重要かと思えます。どういう形で関わりたいかによって、必要な能力も変わってくるので、まずそこを考えていただくといいのではないかと思います。

(森永) ありがとうございます。中村検事、どうでしょう。

(中村) 今回、パネリストとして参加させていただくに当たって、自分の第1 期国際協力人材育成研修を振り返ってみて、そのときに訪れた最高裁の局長さんが、どういう長期派遣専門家が望ましいですかという問いに対して、「明るくて、柔軟で、かつ忍耐強い人がいい」と言っていたのです。そのときは右から左に抜けていたのですが、自分が長期派遣専門家になった後、その言葉を改めて読み直したときに、「ああ、なるほどな」ということをすごく感じたのです。

日本での法整備支援の特徴として、相手の国を尊重するとか、寄り添い型ということがよくいわれます。長い期間を掛けて人を育てていくということもいわれます。そういう中でやはりすごく忍耐が必要な場面があると思うのです。多分子どもを育てるとか、先生が生徒を見るというのと同じだと思うのですが、忍耐が必要な場面があって、ただ、忍耐というとすごく消極的に聞こえますが、先方の国の運用なり制度なりが少しでも良くなっていくのを、忍耐しながら小さな変化に気付いて喜びを見いだせる、それが法整備支援なのかなと。私自身、3 年前に法整備支援からは卒業した形

になっていますが、そういうふうにも見る事ができるのかなというところで、ぜひ興味のある方には法整備支援に関わっていただければと思います。以上です。

(森永) ありがとうございます。では、大阪、いかがでしょう。小松先生、忍耐は同じだと思いますけれど。

(小松) そうですね。忍耐が一番重要だと思います。私はJICA のインハウスで働いていますので、先ほど松嶋先生がおっしゃったとおり、開発という観点からもう少し幅広く見ると、よりこの法整備支援を面白く捉えられると思います。

ミャンマーにいたときに、法律をつくるというよりは、法律というかある制度を導入するときに、制度はすぐ考え付くだけでも、それをどうやって実現させていくか、そこが一番多分難しくて、それはいろいろな成功例や関係者の人たちを見ながら、「こうやったらうまくいくかもしれない」「ああやったら駄目かな」と試行錯誤しながらやっていくのが一番向こうで面白かった経験でした。だから、法整備支援で、法律をつくるだけではなくて、何かをつくり上げる、制度をつくり上げる、そういうところに絡むのは非常に面白いと思います。

今回のキャリアパスの話で言うと、私はJICA でインハウスとして働いていますが、もう少し幅広く取ると、ロースクール以外の方にとっては、JICA の職員も非常に面白いと思います。要はJICA の職員というのは開発のプロです。われわれは法律の実務家なので、法律的なアドバイスはするけれども、開発のプロになりたいのであれば、JICA をはじめそういう開発機関というのは非常に面白いです。JICA の職員は、もちろん新卒で入る場合もありますし、今は社会人採用も積極的に取り入れています。法整備の分野については、担当はすごく少ないです。最初に説明しましたが、職員でこれに携わっているのは3、4人ぐらいなのです。彼らは非常に優秀で、大学院の修士号や博士号を持っている人も多いですし、そういう開発のプロが日本政府の外交政策や援助政策とかを考えながら政策を立案して、こういう法整備支援の案件の企画立案をするというのは非常にやりがいのある仕事なのだと思われました。ただ、2年、3年で部署をローテーションするので、われわれのようなインハウスのアドバイザーがいたり、外部で法務省、日弁連からアドバイスをしてもらったりしているわけですが、一番キーになっているのはJICA の職員なのです。ですから、それも一つの選択肢と考えるといただければありがたいです。

もう一つ、宣伝で申し訳ないのですが、つい最近、白出さんの話にも出てきましたが、JICA が法整備支援を始めて20周年を迎えた記念で本を作りました。最初に法整備支援とは何かというような説明があったと思いますが、それに入らなかったエピソードが、ベトナムで苦労した話、ラオスで苦労した話を書いてあるので、ぜひ手に取っていただければと思います。

(森永) ありがとうございます。この本には私も3行半ぐらい出てきます。さて、それでは官側、渡部さん、お願いします。

(渡部) 私の立場は官房国際課ということで、法務分野、司法分野の国際化を推進していく中で、こういった分野を希望される皆さんの活躍の場を広げていかななくてはならない立場にあります。例えば、国際機関で働く日本のロイヤーの方もまだまだ少ないと思いますし、そういった活躍の場を広げつつ、キャリアを積んだ後で、その経験をきちんと持ち帰って次に活かしてもらえるようなキャリアパスの見通しも立てられるようにしなければならないなど、いろんな課題があります。

皆さんに特に申し上げたいということではないのですが、これまでお聞きになって分かる通り、現時点でも、政府が行う法整備支援分野をはじめとして、いろいろな国際分野への関わり方があります。したがって、常にアンテナを張って関心を持っておくということ、その中で自分の興味・関心を元に、自分の強みを見つけつつ、チャンスを見つめつつと狙うということをしていて、ぜひ多くの方々にこの法・司法の国際分野でご協力いただければなと思っております。

(森永) パネリストの皆さん、ありがとうございました。今までのお話はやや国内に限っておりますが、皆さんのキャリアパスは外にもあるわけです。例えば国連の諸機関ではいろいろなところが法整備支援やそれに準じるような活動をしています。われわれが関係深いのは国連開発計画 (UNDP) ですし、私どもの兄貴分の機関であります国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) の親玉は国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) です。こういうところに今後ぜひ日本の専門家も増えてほしいという流れがありますので、ぜひそういった道もトライしていただきたいなと思います。専門分野になりますと、例えば児童関係の案件では UNICEF がかなりいろいろな活動をやっていますし、いろいろな角度での関与はできるのだらうと思います。

それから、何も国連だけではなくて、いわゆる inter-governmental organization というところでしょうか、各国の政府が共同で設立している国際機関、例えば民商事法の分野ですと強いのがイタリアの International Development Law Organization (IDLO) や、例えばアンチテロですとマルタ共和国にある International Institute for Justice and the Rule of Law、アラブが好きな方はアブダビにヘダヤセンターというアンチテロ専門の法整備支援の機関があります。そういったところへの就職というのも大いに考えられるわけです。ですから、ぜひ幅広く視野を持った上で、なおかつ幅広くアンテナを広げて、いろいろと興味あるところは積極的に調べていただいて、それぞれいろいろチャレンジをしていただきたいなと思います。

何とも素晴らしい司会の腕でして、25 分ほど質疑応答の時間を確保することができました。まずは大阪から、何でも結構ですので積極的に5 人のパネリストの方、そして私も含めて、ご質問を頂ければと思います。

## 質疑応答

(学部生) 皆さんに確認としてお伺いしたいのですが、JICA 専門家で派遣されるためには、法曹の実務は最低何年ぐらいが必要だと思いますか。お願いします。

(森永) JICA はどうでしょう。

(小松) もちろん案件ごとにそれぞれだとは思いますが、大体5~10年を念頭に置いています。

(森永) ICDの方は大体ですが、若くて8年目、8年ないし10年目ぐらいの検事が入ってくるものがほとんどで、そしてICDで1~2年勤めてから海外に派遣されるというパターンが主です。というのは、やはり一通りの実務経験はしておいてもらわないと、任国へ行って対応不可能という事態に陥らないように、そのぐらいの経験は積んでくれという形になっています。

(森永) 他にありますか。せっかく時間を確保したので、遠慮しないで。

(大学教員) ラオス民法典作成でICDさん、JICAさんはじめ、大変お世話になっております。

誰かというわけではないのですが、回答していただければと思います。私が聞くことではないのかもしれませんが、私は大学でこういったイベントがあるよと紹介したりしているのですが、今日一つのキーワードとしてキャリアパスというのが出ていたと思います。法整備支援にどうすれば携われるのかという話も出てきていたと思いますが、パネリストの方々は、その後また本来の職に戻ったり、弁護士活動に戻ったりされる中で、法整備支援に関わったという経験、幅広い援助の推進に関わったという経験が、今ある職に対してどのように生きているのか、キャリアパスにつながるかどうかは分かりませんが、やったからこそ良かったとか、その知識が生きているのだというような具体的な例や話があればお伺いできればと思います。以上です。

(森永) ありがとうございます。これは今、現場で活躍している中村検事が一番適任かなと思います。いいですか。

(中村) 非常に鋭く、かつ難しい問い掛けだと思います。仕事の内容としては、相手国の法律ないし制度を支援するという活動と、国内での検事としての捜査・公判というのは一見すると全く別です。正直私自身、両者の関わりというか、どう生かしているのかほとんど意識をしたことはないのですが、ただ、法整備支援の経験を経て、やはり制度ができた後の運用はすごく大切だという思いはあります。日本の刑事法に関しても改革が続いていて、日本版司法取引と呼ばれるような合意制度も入ってきていますが、そういう中で、運用をどうしていくのかという意識、法整備支援という経験を経て、しっかり運用すべきものはしなくてはいけないという気持ちは非常に強くなったと思います。

ちなみに私自身は今、捜査の中で外事係ということで外国人の事件を主に扱っていて、その中で米軍基地が管轄地域内にありますので、基地の方とやり取りすることもあります。そういう中で、相手方の制度がどうしてもありますので、そういうものに配慮しながら、お互いに話を進めていくという部分ではもしかしたら法整備支援の経験が役に立っているのかなとも思っています。以上です。

(森永) ありがとうございます。もう一方は、法整備支援の経験を割とフルに生かしておられるのではないかと思います松嶋先生、お願いします。

(松嶋) 私が参加した法整備支援は、ウズベキスタンの法整備でしたが、ウズベキスタンはロシアから法律を移してきているということもあって、作業部会の先生方とひたすらロシア倒産法を学ぶ、倒産法に関係するロシアの会社法、契約法、担保法、手続法、全てを学ぶということを3年間していて、それをもって2008年にロシアに渡り、去年2017年までロシアで働いておりました。ロシアのモスクワをベースにしていますが、中央アジアも担当だったので、ウズベキスタンの案件もあり、ウズベキスタンに知り合いもいますし、法制や制度も知っているという意味では、法整備支援プロジェクトの知識はフル活用しました。

一方で、実はウズベキスタン倒産法のプロジェクトが終わった後に、中央アジアに対する企業法制の法整備支援プログラムが6年間続きました、ICDが主体になってやっていたのですが、そのプログラムにも、アドバイザーとしてロシアから参加していました。プログラムでは、実際にビジネスをやっている身として、中央アジアはこういうことがあるからこういうふうな問題があるのだというので、今度は逆にロシアでの実務経験をフィードバックするような感じでした。私の場合、地域を絞って法整備支援に従事し、仕事の地域も絞っていたので、そういう意味では法整備支援で得た知識を実務に生かして、実務で得た経験を法整備支援にフィードバックするという形でした。プログラムでは、ビジネスで困ったことを、ウズベキスタンの裁判官とかにぶつけて、日本人として、外国人としてはここがすごく困っているのだという話しをしました。このように相関的にできたことは、キャリアという意味ではすごく面白いものではありました。

(森永) ありがとうございます。それでは、東京の方にもご質問いただきたいと思いますので、梅本さん、お願いします。

(梅本) 東京会場です。それでは東京会場でご質問のある方、挙手をお願いいたします。

(会社員) 長期で派遣された先生方、中でも中村検事に伺いたいのですが、中村検事のお話で、長期の赴任においては明るくて柔軟でかつ忍耐強い、笑顔も必要だというお話がありました。中でもそれが表れた何かエピソードがあればお教えいただければと思います。

(中村) ご質問ありがとうございます。初めに、われわれ専門家が働く期間というのは数年で、私が現地にいたのは2年ですし、その前の教官の期間を合わせても4年です。大学の先生方は、非常に長期間にわたる支援をしていきます。そのような中で、同じような議論が繰り返されたり、なかなか実務が改善されなかったり、普及をたくさんやっているのに全然法律に従った運用がされていないという話が耳に聞こえてくると、正直、頑張っているのに何だという思いを感じることもあります。そういう中でもプロジェクトのメンバーたちが議論が少しずつうまくなったり、地方に行った際の普及活動で、一生懸命パワーポイントを使ってみたり、なかなか法律の趣旨などあまり理論面について議論がされていないのですが、そういうところを自分たちなりに説明しようと



か、具体例を挙げようとか、努力をしてくれているのを見ると、すごくこちらもうれしくなります。なかなか変わっていかない部分もあってもどかしさはあるのだけれども、そういう中で何かちょっと良くなっている部分に気付くときにすごく喜びを感じられるというところが法整備支援にはあるのではないかと感じています。お答えになっていたでしょうか。

(森永) ありがとうございます。梅本さん、そのまま続けてください。

(梅本) 東京会場から他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

(学部生) 面白い話をありがとうございました。キャリアパスというのが今回のテーマで、専門分野や地域にフォーカスをして選んだり、どのような立場から関わりたいかという点で専門性を深めていくのが大事だというお話があったと思うのですが、個人の方に対する質問になってしまって恐縮なのですが、松嶋先生の経歴ですごく気になっているところがあって、どうしてロシアというところに興味を持っていたのに倒産法とイギリス留学を選ばれたのか、すごく気になっているので教えていただけると嬉しいです。

(松嶋) 弁護士になった2001年当時、「ロシアに興味があります」と訪問した法律事務所で話しましたが、当時ロシアと日本は経済関係が希薄な上に、今でもだと思いますが、ロシアのイメージは悪いので、法律事務所の方にはいい印象を持たれなかったようです。そのため、日本で仕事がないなら、ロシアに行こうと思いました。

実務経験に関しては、日本国内の実務を積みと言われていました。日本の弁護士としての経験だったら何でもいいと言われていたので、倒産事件を扱う事務所で働きました。この後、ウズベキスタンの倒産法の法整備支援プロジェクトに参加することになりましたが、単なる偶然です。

日本ではロシアや中央アジアの仕事はないので、ロシアに行こうと思いましたが、将来のことを考えて、ロシアだけではつぶしが効かないと思い、外国法を学んだこともなかったので、まずは英語圏に留学しようと考えました。今でもそうかと思いますが、ビジネスロイヤーとしてはアメリカが留学先です。ただ、私の場合ロシアが最終地だったので、ロシアはEUを向いているのではないかと考え、EU圏のイギリスに行きました。良かったなと思うのは、ロシアと日本のビジネスはイギリス法を使うことが多いのです。ロシアでは常に法改正が進んでいますが、ヨーロッパの法律、イギリス法やドイツ法を追っています。日露ビジネスの仕事でアメリカ法を使うことがなかったので、そういう意味ではイギリス留学で間違っていなかったのかなと思います。

ロシアに行ってから、仕事は全部英語です。日本企業とロシア企業との間では英語を使いました。中国だと違うかもしれないですが、例えばインドネシア、ミャンマーなどアジアを扱う場合も、日本の弁護士の方は英語を使われていると思います。契約書も英語です。国際ビジネスに英語は必要なので、そういうことも考えて英語圏にも留学しました。

英国留学で倒産法を専攻したのは、仕事で倒産法をやっていたことを理由に申請すれば、大学院が入れてくれるのではなかいと思ったからです。ウズベキスタンの倒産法は、実は英国の倒産法の影響も受けていると考えられ、法整備支援の仕事に役立ちましたが、これも単なる偶然です。

(森永) ありがとうございます。梅本さん、もう1 問いけるかな。

(梅本) それでは、東京会場から他にご質問いかがでしょうか。どうぞ

(法科大学院修了生) まさに今、どのようなキャリアを歩んでいこうかと検討している最中なのですが、検察官の方が法整備支援に関わろうと思うと、以前聞いた話だと希望先を書くタイミングがあって、そのときにこういう法整備支援とか、外国に行きたいという希望先を書くと行けると聞いたのですが、JICA などに勤められている方もそういった経路をたどってJICA 職員になられたのでしょうか。

(小松) まず、JICA の職員になる場合ですが、これは先ほど申し上げたとおり、大学の新卒で入る場合もあるし、ロースクールの場合も新卒扱いで入ることがあると思います。実務を積んで社会人採用として入る場合もあります。契約で入る場合もありますし、専門嘱託という制度もあって、ある一定の分野で専門性がある人を期間を区切ってお願いするという場合もあります。私のようなこのインハウスのアドバイザーは私を含めて4 人いて、うち2 人は今、専門家としてラオスとベトナムに行っています。全員弁護士ですが、ベトナムに行っている人は元々JICA の職員で、職員を辞めて司法試験を受けて、またこの分野に戻ってきたのですが、他は弁護士をやっている実務を5~6 年勤めて入ってきた人、法整備支援の専門家として海外で経験を積んで戻ってきた人です。

(森永) ありがとうございます。ちょうどいい時間になりましたので、このディスカッションを終わりにしたいと思います。最後に私の方から若い皆さま方へ、もちろん今いろいろな専門家のお話を聞かれたとおり、さまざまな関わり方、そしてさまざまな知識を持ち寄って、法整備支援というのはまさに知識を持ち寄ってやるものだということがお分かりになったと思います。もちろん皆さんこうしたら関わられるかな、こうしたらいろいろな仕事ができるかなと思われるかもしれませんが、ただ、もちろんそういうことを、知識を得るのも大切なのですが、むしろ皆さんに気概を持っていただきたいと思うのです。自分がパスファインダーになっていってください。自分でパスを切り開いてもらいたい。そうすると、そこでまたバリエーションができるわけです。ですから、そういう先駆的な存在にぜひなっていただきたいという私の勝手な希望を申し添えて、このパネルディスカッションはおしまいにしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。皆さまにもう一度盛大な拍手をお願いいたします。次は連携企画のご案内です。東京会場の梅本さんにお戻しします。

## 連携企画：サマースクール（名古屋大学 CALE）の紹介

（梅本） それではここで「法整備支援へのいざない」との連携企画の一つとして、本シンポジウムの次のイベントである名古屋大学主催のサマースクールについて、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、牧野絵美特任講師よりご紹介いただきます。皆さまのお手元にはサマースクールのちらしとCALEの資料を配布しておりますのでご参照ください。それでは牧野先生、よろしく願いいたします。

（牧野） CALEの牧野と申します。CALEは、連携企画の第2弾ということで、サマースクールと称して毎年開催しております。今日は特に実務として法整備支援に関わるにはどのような仕事があるのかという観点で、キャリアパスのお話を中心でしたが、サマースクールは、特に座学、集中講義という形でしっかり学ぶということと、法整備支援の対象国の留学生、先ほどの國分センター長が日本語教育研究センターのお話もさせていただきましたが、そのセンターの学生がたくさんいますので、アジア諸国の学生との交流という、二つの柱で開催したいと思っています。皆さまのお手元にポスターが入っていると思いますが、8月27（月）、28日（火）の2日にわたって名古屋大学で開催します。毎年「アジアの法と社会」ということで開催していますが、今年のテーマは「法整備支援を考えるための基礎理論を学ぶ」としました。「知る」ではなくて、皆さんに法整備支援について考えていただきたいので、「考える」としました。先ほどの話でも、例えば比較法的な視点が重要だとか、実務もあるけれども理論もきちんと分かっていないというお話が専門家の経験者の方々からもありましたが、きちんと基礎理論を学ぶということを目的として今年は実施したいと思っています。

法整備支援のキーワードといえれば社会主義経済体制から市場経済化への移行が一つのキーワードになっていますので、今年は体制移行をテーマとしてセッションを組みました。法整備支援の対象国の中には社会主義から離脱した国もあれば、社会主義体制を維持しながら市場経済化を進める国と、二つのパターンがあります。例えばウズベキスタンは、独立前はウズベク・ソビエト社会主義共和国ということで、ソ連の15共和国の中の一つでした。1991年にソ連から独立していますが、25年続いたカリモフ大統領が2年前に亡くなり、新しい改革も進んでいますが、今でも大統領に強い権限が集中した権威主義体制の国です。

モンゴル人民共和国は、ソ連には含まれていませんでしたが、ソ連の16番目の共和国といわれていた国です。モンゴルもソ連や東欧の崩壊を受けて、モンゴル国という国名に変わり、今では選挙のたびに政権交代がおこる国になりました。

カンボジアも同様に社会主義から離脱をしていて、ポル・ポト、クメール・ルージュの時代である民主カンブチアの時代、これはソ連型というより中国から比較的影響を受けた社会主義でしたが、その後、ベトナムが介入し、カンブチア人民共和国、カンボジア国を経て、今は王国という形で政治体制が成り立っています。

もう一つは社会主義体制を維持しながら市場経済化を進めている国です。今日挙げた五つの国は私たち名古屋大学が教育支援を行っている国という切り口で選びましたが、ベトナム、ラオスは今でも国名にもあるように、世界に五つある社会主義国です。両国は、ドイモイやチンタナカーンマイという政策を取り入れて、市場経済メカニズムを導入しています。

少しインパクトのあるものを一つお見せします。私は社会主義の専門家でも、ロシア語も若干話せるぐらいなのでお恥ずかしい話ですが、この中心に描いてある方がどなたか分かりますか。

レーニンです。社会主義のソ連の共産党指導者であった人で、「全ての権力をソビエトへ」という標語が書いてありますが、労働者・農民などの集まりであるソビエトに権力を集中させて、農民や労働者が力を持っていた社会主義の国で、権力の中心は議会にありました。法整備支援対象国のことを理解するには、労働者、プロレタリア独裁国家というような社会主義についてきちんと理解する必要がありますだろうということで、今年のサマースクールは構成しています。

講義の内容としては、第1部で政治レジームの話をしていただきます。溝口先生はロシアをはじめとする旧ソ連諸国の外交を研究されている方で、社会主義を把握するための政治理論のお話をさせていただきます。例えば民主主義と権威主義体制がどう違うのか、冷戦体制崩壊後の民主化をめぐる政治理論のお話をさせていただきます。

第2部では、このような体制移行国における司法の役割、裁判所がどのような機能を持っているのかという話をさせていただきます。今日大阪会場に市橋先生もいらっしやっているとありますが、樹神先生、市橋先生は、お二人ともソ連時代に留学経験があり、ロシア語がご堪能で、JICA ウズベキスタン法整備支援プロジェクトの専門家としても活躍された方々です。今回特に司法に焦点を当てたのは、社会主義国における裁判所はどのような機能を持っているのか、来ていただいてからお話を聞いていただきたいのですが、裁判所には法の解釈権限がないということはこのサマースクールで学んでいただきたいと思っています。裁判所は法を解釈するのではなく適用するというので、市橋先生は特に法の解釈というお話をされます。

国際民商事法センターが報告書を出されていますが、慶應大学で昨年12月に法整備支援のシンポジウムが開催されたとき、私たちのベトナムの学生が法解釈権限の話をしており、その話が掲載されています。サマースクールに出られる方は読んでいただきたいのですが、慶應大学や国際民商事法センターと連携して開催しているということアピールさせていただきたいと思っています。

第3部と第4部は、労働問題をテーマにしたいと思っています。このサマースクールの目玉として考えているのが、アジア各国の学生との交流です。先ほど名古屋大学がアジア各国で法学教育支援を行っているという話がありましたが、名古屋大学は、法整備支援の対象となっている国々の学生に日本法を日本語で教えるセンターを設置しました。そのセンターの学生が夏休みに日本に2週間ほど来日しますが、毎年その学生と日本人の学生で議論をしてもらっています。去年は所有権をテ

一マとして議論をしましたが、今年は特に社会主義の特徴がわかるということで労働法をテーマにしたいと思っています。各国における労働紛争解決というテーマで、それぞれのセンターの3年生の学生、日本語を学び始めてから3年目の学生なので、日本語はまだ勉強中ですが、一生懸命自分の国の労働紛争解決のことについて話をしてくれます。その話を聞く前に体制移行国における労働紛争解決について、専門家の方からお話をさせていただく予定で、アジアの労働法、とりわけベトナムの労働法について研究されている香川先生にお話をさせていただこうと思っています。

今回のサマースクールでは特に、先ほども比較法的な視点が重要だという話がありましたが、それぞれの国の法律は日本法と何が違うのか、学生と話をしているとそれぞれの国の法律と日本の法律の違いが出てくると思いますが、例えば日本にない制度だから、この国の法律は後れているのだということではなく、それぞれの社会でそれぞれの法律があって、法律は社会に根付いたものですし、体制が違えば法律の概念も違うということをこのサマースクールでは学んでほしいと思っています。

最後に、労働法という話で、これもロシアのプロパガンダをお見せしたいと思います。労働について、日本人は働くことを権利だと思っていますが、例えばソ連時代であれば、働かなければ警察に捕まり罰金を払わなければいけないという時代もありました。今でも例えばベトナムやウズベキスタンでは定年が男性は60歳だけれども女性は55歳で、これを男女不平等だということ、学生と議論をしていると、女性は弱いから早く休ませてあげなければいけないのではないかというようなことを言うような学生もいて、労働に対する考え方の違いも学び取ってもらえればと思っています。

今年は法整備支援を考えるための基礎理論についてのサマースクールを行いますので、ぜひ8月27・28日は名古屋大学にお越しいただければと思います。以上です。ありがとうございました。

#### 連携企画：慶應義塾大学主催法整備シンポジウムの紹介

(梅本) ありがとうございました。続きまして、次は同じく連携企画の一つ、慶應義塾大学主催の法整備支援シンポジウムについて、慶應義塾大学法務研究科、松尾弘教授からご紹介を頂きます。会場の皆さまのお手元にも法整備支援シンポジウムに関する資料をお配りしております。松尾教授、よろしくお願いいたします。

(松尾) 皆さん、こんにちは。慶應義塾大学の松尾でございます。連携企画の第3弾ということで、法整備支援の全体シンポジウムの説明をさせていただきます。お手元に資料をお配りしていますが、少しだけ改訂していますので、メモしていただくと大変ありがたいと思います。

今日のICD でのいざないシンポと先ほどご紹介いただきました名古屋大学でのサマースクールに続き、これらを踏まえた総まとめとして、法整備支援シンポジウムを、12月8日土曜日の午後1時から、慶應義塾大学三田キャンパスの南館地下4階ディスタンスラーニングで開くことになりました。最新情報は随時、慶應のグローバル法研究所のホームページ「ニュース・イベント」の箇所(<http://keiglad.keio.ac.jp/news-event/>)に更新しますので、ぜひご覧ください。

今日の「法整備支援へのいざない」シンポジウムは、最初に森永部長からご紹介があったとおり、今年で10年目になります。この間の蓄積のお陰で大きな発展を遂げた感があります。今日の参加者の中には学生時代から社会人になっても継続的に参加してくれている人もいます。先ほど質問してくれた学生は学生時代から毎回このシンポに出てくれています。今日は東中神の駅を降りてばったり会って、就職後の様子を聞きながら、シンポの思い出話をしてこの新しい会場に辿り着きました。大汗をかいて玄関に着きましたら、小谷さんが浴衣姿で出迎えてくださりまして、思わずほっとする思いでした。法整備支援のシンポジウムも回を重ねるごとに新しい工夫と、内容の充実度を加えているなという印象を受けました。今日の最初の説明は小谷さんと小島さんの掛け合いのような形で、非常に分かりやすく法整備支援のことを説明してくださって、本当にこの10年の蓄積がまさに生かされていると思いました。若い学生の皆さんたちにとっては非常に内容豊富なシンポであったと思います。

ところで、法整備支援について今でもよく受ける質問でちょっと誤解があるかも知れないと感じることは、「法整備支援というのは発展途上国に対する立法支援ですね」というものです。確かにそれも一部なのですが、しかしそれは法整備支援の全てではありません。そのことを今日のお話の中からも感じ取っていただけたのではないかと思います。今日はキャリアパスということが取り上げられましたので、自分たちが将来、法整備支援に興味を持ったときに、どういう形でその活動に関わることができるのだろうかという問題関心に応えるものであったと思います。

しかしさらに、資格を取らないと法整備支援というのはいできないのか、あるいは現場から退いてしまうと法整備支援の活動とは関わりがなくなってしまうのかという疑問や心配をもたれた方もおられるのではないかと思います。法整備支援は実は資格を取ってから始まるとか、何年間かしたらやがて終わるとかという類の活動ではなくて、「常にやるべきことが続いている」というのが法整備支援の活動の特徴ではないかと私は感じます。ですから、明日からでも、あるいは今からでも、自分にできる法整備支援に関連する活動は何なのだろうかという問題意識を持ちながら、日々の勉強や仕事や経験を積み重ねていくことを考えてみたいというのが、今年の全体シンポジウムのテーマを設けた趣旨です。

今年の法整備支援シンポジウムのテーマは、「社会包摂活動と法整備支援」です。この「社会包摂活動」(social inclusion)は、最近よく目にする言葉ですが、言ってみれば、みんなが参加して、自分も参加して、社会的な活動を盛り上げていくというのがそのコンセプトであると思います。例えば、これは演劇の世界や社会福祉の分野でも注目されていますが、法整備支援の分野でもソーシャル・インクルージョンということが不可欠であると思います。どうしてかという、このプロセスがな

いと法整備支援が本当に最終的にそれが目指している司法アクセスの充実だとか、それを含む「法の支配」——今日も法の支配とは何かということが問題になりましたが、それは法が市民に対しても政府に対しても現実に拘束力をもつことを基本内容にしています——というものを、本当に実のあるものにするにはできないのではないかと強く感じるからです。

ですから、各人の今の問題意識に従って、自分の勉強や仕事や経験を活かして法整備支援に関わるような活動に参加し、それを積み上げていき、その中で今日出てきたようなさまざまなキャリアパスを選び取っていくためには、どのような関わり方があるのだろうかということを考えるために、社会包摂活動と法整備支援ということをテーマに行いたいと思います。

法整備支援シンポジウムは毎年そうですが、誰かに来てもらって話を聞いて終わり、というだけではなくて、できるだけ多くの方々に参加していただくことを重視してきました。今まで多くの学生さんたちや修習生にも発表していただきましたし、実務に就いている弁護士や検察官、裁判官、企業に勤めている方にもご報告をいただけてきました。今年もこの《誰でも参加できる法整備支援シンポジウム》というスタイルを踏襲して《いつでも誰でも参加できる法整備支援》を考えていきたいと思っています。

先ほど牧野さんからもご紹介がありましたように、ICCLC News の52号（最新号）には昨2017年の法整備支援シンポジウムの全記録を載せていただいています。それを見ればお分かりいただけるように、今年のシンポジウムのこのテーマは、実は昨年の法整備支援シンポジウムの全体討論で出されたトピックを引き継いでいます。そこでもすでに、できるだけ多くの人々が主体的に参加し、できるだけ多くの人々がその受益者になる法整備支援のあり方は何かということについて意見をいただきましたので、それをさらに発展させてみたいと考えています。

先日私は、最近の世界の政治情勢と民主化をテーマとする会合で、アメリカの政治学者であるフランシス・フクヤマさん（『歴史の終わり』、『政治の起源』などの著者）とお話をする機会があったのですが、その中で7月に予定されているカンボジアの総選挙が話題になり、政府が野党を解党するなど、民主化に逆行する傾向を示していることについて、「あなたたちは法整備支援を20年もやっているけれども、カンボジアは民主化されないではないか、それは本当に民主化の役に立っているのか」という質問をされて、意見を交わしました。複数政党制の選挙を繰り返せば民主化が進むことが期待できるほど国家の構造は単純ではないし、民主化を経済発展や雇用や国民間の再配分などの経済問題や、教育や家族生活などの社会問題と切り離して考えることはできず、そうした民主化の基盤となる制度の改革が不可欠で、それをまずは着実に進める必要があるが、それには相応の時間が必要だというような議論をしました。このように、民主化一つ取っても、法律を作ってそれを適用すれば目指した結果が実現するというものではないということは明らかです。では、どうしたらカンボジアは本当に民主化していくのでしょうか。これだけ長期間、JICAもその他のドナーも、多くの人たちが時間をかけて法整備支援に携わってきたのにもかかわらず、なぜ民主化が進まないといわれるのでしょうか。実はこのようなコンテキストにおいても、この法整備支援への

参加者やそこからの受益者の範囲の問題が問われ、検証する必要があるかも知れません。法整備支援が私たちと直接にやり取りしている限られた人々のサークルの中に止められていないか、限られた人々の能力向上や便益の増大に止まっていないか、改革された形式的制度の現実の効用が本当に生じているのかが真剣に問われなければならないでしょう。決して一部の専門家だけではなくて、多くの人たちに参加の機会や成果の共有を広めていくにはどうすればよいのでしょうか。これは私たちが考えていかなくてはいけない大きな課題だと思います。そういうことも非常に大事なテーマなので、ぜひ皆さんと知恵を絞って考えてみたいというのがこのシンポの趣旨です。

今日は法整備支援の最前線におられる、またはつい先ごろまでおられた専門家のさまざまなお話を伺うことができました。法整備支援でやはり一番中核になるのは、ルールを作ったり、そのルールを運用する専門家を養成するということが、再確認されたように思います。特に今日ご発表くださった白出先生、石神先生、須田先生のお話の中からは、それが非常に専門性の高い支援だということが感じ取られたかと思います。そして、法整備支援は、それらを中核にしなが、それを外に広げていくためには、さらに多くの人々の協力が必要で、さまざまな側面からの関与が不可欠です。それが法整備支援における社会包摂活動という視点の重要な部分です。法整備支援には、私たち誰もが明日からでも、あるいは今からでも参加「できる」もの、あるいは「すべき」ものがあるのではないかと、それをみんなで考えてみよう、それを通じて、司法アクセスや、それを含む法の支配の実質化と拡大を展望してみようということです。はたして、実際にどんなものがあるのでしょうか。

同じ立法支援をとっても、専門的な知識の提供から始まって、それを多くの人々と共同研究スタイルをとって研究し、それを広めるということがあると思います。また、法律ができてから市民の間に広げて知識を普及して共有するというだけではなくて、法律を作っている最中から、その案を多くの人たちに紹介して、こんなのがこれから作られようとしているのですよ、どう思いますか、何か意見はありませんかという形で、議論に巻き込むような活動も広まっています。

次の2つのスライドは、時間の関係で詳しい説明は省略しますが、先ほど須田先生からご紹介があったラオス民法典の草案を作っている過程で、今こんなことをやっているのですよ、近い将来ラオスには民法典ができるかも知れませんが、それはこういうことを定める法律ですという情報を市民一般に広めて、いろいろな意見をもらおうという趣旨で作られ、配布されているパンフレットです。これはラオス民法典の起草チームが作って配っているものです。

裏を見ると、民法とは何かを一言で、かつ具体例を使って説明するにはどうすればいいのだろうかという工夫を見てとることができます。つまり、2人が結婚しましたというところから始まるのです。婚姻の要件がどうなるか。少数民族の場合はどうなるのかに関心もたれています。

右の上に行って、子どもが生まれました、どういう手続が必要か、親子関係にはどういう法律があるかが問題になります。右下に行って、今度はお金がたまり、子どもも大きくなったので、土地の使用権を買って家を造りましょうというときには、どのような手続が必要かを定める必要があ



ります。一番下に行くと、そのためには銀行でお金を借りる必要がありますね、そのためにはどう  
いう契約が必要かということから始めて、左下は交通事故に遭って怪我をしてしまった場合、損害  
賠償はどうなっているか、それについてどういうルールがあるかが問題になります。

最後は、不幸にしてその結果亡くなってしまった場面を作り、相続が始まった場合の定め  
の必要性を説明しています。このストーリーは事故で呆気なくなくなってしまう点は一見  
ちょっとだけない部分もあるかもしれませんが、とにかくこれから作られる民法典とい  
うものを分かりやすく説明しようという工夫を通じて、市民社会との距離を縮め、  
国民的議論を盛り上げようとして努力をしているという意気込みを感じ取っていただ  
ければと思います。

それから、立法ということではないのですが、先ほど小松先生からもご説明がありま  
したように、ルール作りというのは法律だけではなくて、例えば製品の規格やサー  
ビスの標準についてのルール作りについては、企業の間、業界の間でもさまざま  
なルール作りがされていると思うのです。もしそういうことについて、ご経験お  
持ちの方、あるいは実際に携わっている方がおられれば、そういう方にもぜひ参  
加していただけてお話をさせていただくことができればと思います。日本では経産  
省を中心に、日本企業をサポートする形で、ルール形成戦略が研究されていますが、  
やはりこういうものも法整備支援の成果を活かすためには必要になってくるもの  
と思われま。

教育に関しては、法曹の専門家教育は日本の法整備支援の非常に大きな柱で、  
これまで力を入れてやってきた分野ですが、法制度を運用する担い手にも広が  
ってきているだろうと思います。

さらに、法律の現役の専門家だけではなくて、かつて専門家だった方が経験者  
として関わるということも実際に行われていますので、そういう方にも法整備  
支援シンポジウムに来ていただく機会があったらと思います。

さらに、法曹教育よりももう少し範囲を広げると、法学教育、つまり法律専  
門家だけでなく、法律整備の成果を広げるためには、法学教育のレベルから  
国際交流および国際協力を進めていくことが不可避的に必要になってくる  
と思います。ここが多分学生の皆さんにとっては今一番関わりのある部分  
だと思いますが、今の段階でいろいろ外国の大学や法整備支援の機関に  
短期でインターンに行くチャンスがある学生たくさんいらっしゃると思  
いますので、是非そういう機会にも参加して、それを大いに活かしてほ  
しいと思います。

ここに挙げたいいくつかの写真は、共通課題を作って、異なる国から集  
まった学生たちが各国の法律を適用するとどうい  
う問題解決となるか、法令やその解釈方法、その帰結の共通点と相違  
点について議論している様子です。つまり、ある問題が起こった場合  
に、カンボジア法を適用したらどうなるか、日本法を適用したらどう  
なるか、ベトナム法を適用したらどうなるか、タイ法やカンボジア  
法はどうかということ議論してみると、それぞれの国の法律の特徴や  
法解釈の仕方の特徴が浮かび上がってきて、非常に学ぶことが多い  
のです。例えば、借りている家を大家さんが売ってしまったときに  
どうなるかという、皆さんにとってはおなじみのテーマについても、  
それをより深く考えていくと、さまざまな解決例があり、関連法令  
のルールや解釈方法に違いがあつて、それらを通じ

て日本法の特徴や意味内容がかえってよく分かっていくということがあります。学生の皆さんには、是非そういう活動に参加していただきたいですし、そういう経験をお持ちの学生さんにはぜひ参加してその感想を語っていただきたいと思います。

それから皆さんの周りには留学生も多いと思うのですが、その住まい探し、保険への加入、銀行口座の開設、携帯電話の契約、病院で治療を受けることなど、そういった日常生活のサポートを通じて、留学生が置かれた立場を理解し、自分が外国に行ったときにはどういうサポートが必要なのかということをお互いに理解することが非常によい勉強になります。必要なルールをこれから制度化していくこともできるからです。これも実は重要な問題ではないかと思っています。

教育に関しては、法務省が小中高での法教育活動を活発に行っていて、「ホウリス君」というマスコットキャラクターも使ってこれに取り組んでいます。これもまた日本の中だけの話ではなくて、実際に使われている題材を見ますと、学生間の議論や法教育支援の現場でも使えるものが少なくないのではないかと思います。法教育に関しては、さまざまなNGO や地域コミュニティによる法情報の提供、特に外国人に対する法情報の提供サポートも充実させる必要があると思っています。

この写真は、カンボジアのNGO であるContribution of Law のメンバーが一般市民向けに法律の解説をしている活動取材した時のものですが、非常に熱心です。授業は双方向的に、かつ解説は非常に丁寧に作られたスライドを用いて、市民への法律情報の提供が行われています。これも私たちにとっては非常に参考になることではないかと思っています。

日本からの学生さんたちにも、こういう活動に参加している人々がいます。もちろんここに来ている皆さんの中にもすでに参加しているかも知れませんが、そういう体験の中でぶつかった問題や成果については是非お話しいただければと思います。

最後に、直接に法整備支援ということではないかも知れませんが、先ほど牧野さんからも丁寧に説明していただきましたように、社会における法の役割や、文化や宗教の違いが法にどのように影響しているか、あるいは法を変えるということによって、社会の制度が本当に変わるのはどういうプロセスを経て可能になるのか、その制度変化のプロセスの中で法の果たす役割が何かについての理論研究は大事だと思うのです。そういう点からも法整備支援に関わるためには法律学は大事ですし、単に法解釈学だけではなくて比較法学という分野にも関連法律学の範囲が広がっています。そういう分野に関心をお持ちの方たちの参画も重要になってくると思いますし、そういうことも期待したいと思います。

改めて具体的なお案内を申し上げたいと思いますが、9 月中を目処に報告者の募集をしたいと思います。先ほど紹介しましたKEIGLAD のホームページにも応募先も記載しますので、是非さまざまな立場の方々、学生の方、社会人の方、専門家の方、企業にお勤めの方、自営業の方などにも参加していただいて、今年も熱い議論を交わすことができればと思っています。

長くなりましたが、以上で全体シンポジウムの説明を終わりにします。ご清聴ありがとうございました。

(梅本) ありがとうございます。最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野恒太郎様より閉会のご挨拶を頂きます。

## 閉会挨拶

### 大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長

本日は、大変充実した講演やプレゼンテーションをされた方、パネルディスカッションに加わられた方、また、趣向を凝らして今回の会を開催された法務省の国際協力部の皆さん、そして、東京・大阪の会場にお越しになり、熱心に耳を傾けて下さった皆さん、本当にお疲れさまでした。共催者を代表し、厚く御礼を申し上げます。

先ほどのお話にもありましたように、この「いざない」は2009年に始まり、今年で10年目を迎えました。そして、ただいまご紹介があった夏のサマースクール、暮れのシンポジウムとセットになる年間の連携企画となったのが2012年でした。私がこの「いざない」に参加するのは今回が初めてですが、この会場に来られた若い皆さんと同じように、大変興味深くしかも楽しく講演やディスカッション等を聞くことができました。

ところで、近年、法整備支援やアジア法に対する関心がとみに高まっていると感じています。そのベースには、これまで先覚者として法整備支援に取り組み、道を切り開いてこられたパイオニアの方々のご尽力があったことは言うまでもありません。それと同時に、最近中国をはじめとするアジア諸国の経済発展が目覚ましく進み、日本とアジア諸国との間の経済を中心とした関係が一段と強まっている事情も大きく影響していると考えています。そうした状況の下で、若い法律関係者が法整備支援に取り組むことは、その専門知識を生かしながら、相手国の文化や歴史、人情等を深く理解し、関係者との人間関係を築いていくというもので、誠に得難い経験となるはずです。とりわけ長期派遣専門家としてアジア諸国に派遣される方々は、言語をはじめご苦勞も多い反面、自らの裁量に委ねられているところが大きく、守備範囲も国内にいる時とは比較にならないほど広いことから、非常にやりがいに富んだ仕事だと思えます。

私自身は直接法整備支援に携わったことはありませんが、2010年、法務事務次官をしていた当時、ベトナムとカンボジアに行き、長期派遣専門家の活躍ぶりを直接目の当たりにしたことがありました。そして、長期専門家の皆さんが、相手国関係者の厚い信頼を受けながら、のびのびと、いきいきと、しかも献身的に仕事をされているさまを見て、大変誇らしく、胸が熱くなる思いがしました。

今日、東京と大阪の会場には多くの若い方々がみえています。そうした若い皆さんが将来法整備支援の第一線で活躍することは、相手国や日本、ひいては世界の経済社会の発展に貢献するととても大切なことです。しかも、それは、その本人にとっても、大きな成長や飛躍の機会を得ることができ

るという点で、大変有益なことだと思います。先ほどキャリアパスの話がありましたが、法整備支援の仕事に取り組むことは、裁判官、検察官、弁護士という従来の枠に固定されず、これを超えて国際的に活躍する法律家・実務家としてのキャリアを築いていく上で非常に有力な足掛かりになると確信しています。

先ほど18歳の方もこの会場に来ていると聞いて大変うれしく思いました。若い方々には、ぜひ法整備支援やアジア法に積極的にチャレンジし、持てる力を存分に発揮してもらいたいと思います。これほどやりがい満ちた仕事は他になかなかありません。若い皆さんに大いに期待をしています。私達国際民商事センターとしてもできる限りそうした皆さんの応援をしていくつもりです。本日はどうもありがとうございました。

(梅本) 大野様、ありがとうございました。以上で「法整備支援へのいざない」を閉会いたします。本日は東京会場、大阪会場でも多くの皆さまにご参加いただきまして、誠にありがとうございました。これにて大阪会場との接続を終了いたします。大阪会場の皆さま、ありがとうございました。失礼いたします。以上をもちまして、本日の「法整備支援へのいざない」を終了いたします。

公益財団法人国際民商事法センター  
〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル  
TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833  
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp  
担当 : 北野